

三重県農業版BCP（仮称）
（中間案）

平成27年12月10日

<目次>

1. 第1章 総則	
(1) 目的	・・・ 1
(2) 想定事象	
(3) 計画のステージと業務継続の基本方針	
(4) 計画を活用する主な関係機関	・・・ 2
2. 第2章 被害想定と主要施設	
(1) 計画策定の前提となる被害想定	・・・ 3
(2) 被害状況の想定と主要施設	
i 震度	
ii 津波	・・・ 4
iii 農地および農業用施設への被害想定	・・・ 10
① 農地	
② 排水機場	
③ 揚水機場	
④ 樋門・樋管	
⑤ ため池	
⑥ 共同乾燥調製施設	
⑦ 共同育苗施設	
⑧ 共同出荷施設	
⑨ 園芸施設	
⑩ 畜舎	
3. 第3章 被災から営農再開までの工程	
第3章-1 農地・農業用施設の復旧・復興に向けた体制の整備	
(1) 農地・農業用施設等の復旧に向けたスケジュール	・・・ 11
(2) 農地・農業用施設等の復旧に向けた体制の整備	・・・ 13
(3) 市町との協力体制について	・・・ 16
(4) 土木部門との連携	
第3章-2 発災時の応急業務	
(1) 農作物の応急措置	・・・ 17
(2) 家畜等の応急措置	・・・ 19
第3章-3 農地・農業用施設復旧までの行程	
(1) 農地・農業用施設等の復旧に向けた流れ	・・・ 21
(2) 作業の手順	
(3) 農業用施設の復旧と民間企業等との連携	・・・ 23
(4) 復旧業務における留意点	
第3章-4 営農再開までの支援	
(1) 営農再開、農業振興に向けた体制の整備	・・・ 25
(2) 営農再開までのフロー	・・・ 26
(3) 農地に混入した細かいがれきやゴミなどの除去	・・・ 29
(4) 生産に関する技術情報の提供	

4. 第4章 事前に行う対策	
第4章-1 農業関係施設等におけるBCPの策定	
(1) 農業関係施設等におけるBCPの策定	・・・30
(2) 他の計画やBCPの連携	
(3) 国・関係企業・団体等との協議	・・・31
第4章-2 その他事前対策	
(1) 農地・農業用施設の復旧等に関する考え方の共有	・・・32
(2) 基本原則の周知	
(3) 農業用施設等の施設台帳のバックアップ	・・・33
(4) 通信機器の確保	
(5) 災害時における情報収集手順の整理	・・・34
(6) 被災農家等の相談窓口設置の体制準備	・・・35

三重県農業版BCP (中間案)

第1章 総則

(1) 目的

南海トラフ地震において過去最大クラスの地震が発生した場合、本県においても県南部の大半と伊勢湾沿岸部で震度6弱、伊勢志摩地域の沿岸部を中心に震度6強の揺れとなり、農地および農業用施設に大きな被害を受けることが想定されます。

南海トラフ地震の農業に関する被害については多岐にわたって想定されますが、その中でも、特に津波による被害は面的に大きいだけでなく、被災する農業者、団体など関係者も多数に及び、復旧にも多大な時間を要するなど、本県農業の復興の最重要課題と考えられることから、災害発生に備えた準備に取り組んでいくことが重要です。

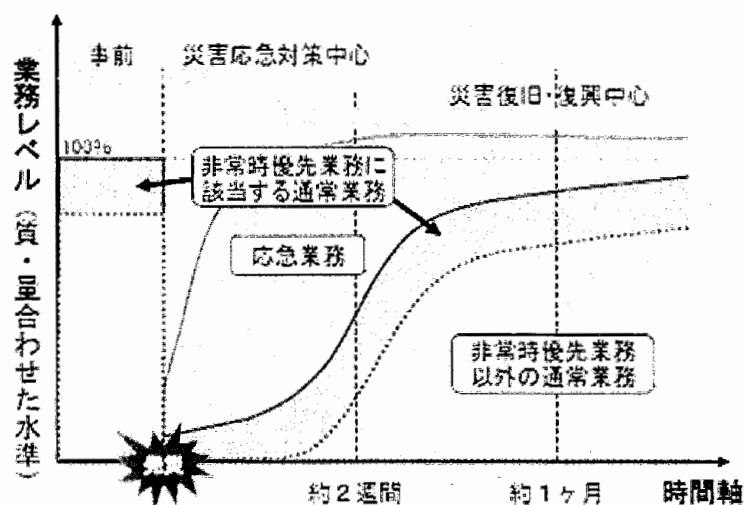
このため、津波による被災農地および農業用施設の速やかな復旧と円滑な営農再開につながる体制整備や対策を構築する考え方を示すものとして「三重県農業版BCP」を市町や農業団体等と連携を図りながら策定していきます。

(2) 想定事象

南海トラフ地震等の発生に伴う津波が発生した場合の適用を原則とし、発生状況や事態の推移に即して弾力的な運用を行うものとします。

(3) 計画のステージと業務継続の基本方針

平時における「事前対策」、災害発生後おおむね2～3週間程度までの「応急業務」、それ以降の「復旧・復興業務」の3つのステージで取組を整理します。



出典：内閣府「中央省庁業務継続ガイドライン第1版」

南海トラフ地震発生時において、次の方針に基づいて取り組みを図るものとします。

- ① 県民の生命・身体・財産の保護を優先したうえで、余震の断続的な発生が想定されることから、安全の確保を図りつつ、早期の営農再開を図るものとします。
- ② 営農再開に向け必要となる人員や資材等の確保・配分は、県防災対策部等における役割を踏まえつつ、本計画の適用部局内で横断的に行うものとし、通常業務については、必要最小限の対応に止めるなど柔軟な対応を行うものとします。

(4) 計画を活用する主な関係機関

本計画を活用する主な関係機関としては、以下のとおりと考えています。

○農地・農業用施設復旧分野

<関係機関>

県、市町、JAグループ三重、土地改良区、三重県土地改良事業団体連合会 など

○営農再開および技術支援分野

<関係機関>

県、市町、JAグループ三重 など

第2章 被害想定と主要施設

(1) 計画策定の前提とする被害想定

農業版BCPを策定するにあたっては、県防災対策部が策定した津波浸水予測の「過去最大クラス (L1)」の被害を想定する。

なお、併せて「理論上最大クラス (L2)」の被害想定についても参考調査する。

※過去最大クラス (L1)

過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりえることが実証されている南海トラフ地震。

※理論上最大 (L2)

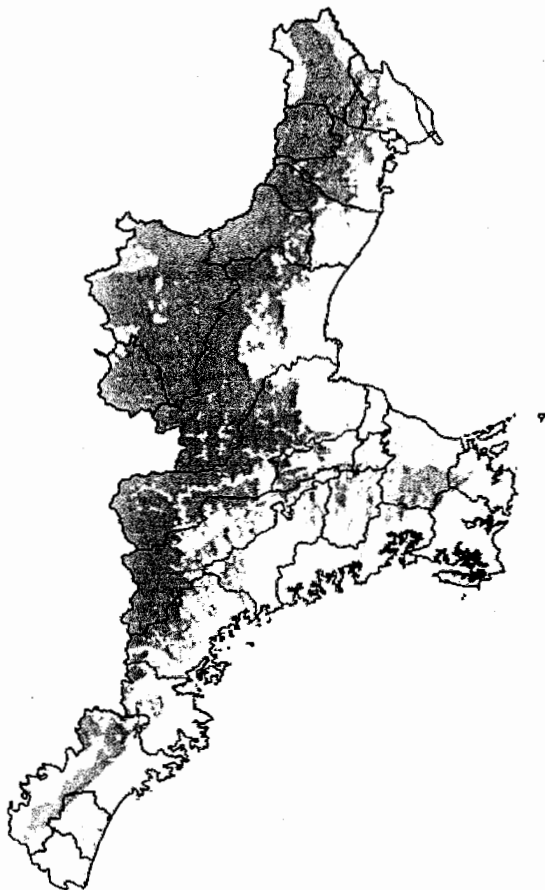
あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの、理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震。

(2) 被害状況の想定と主要施設

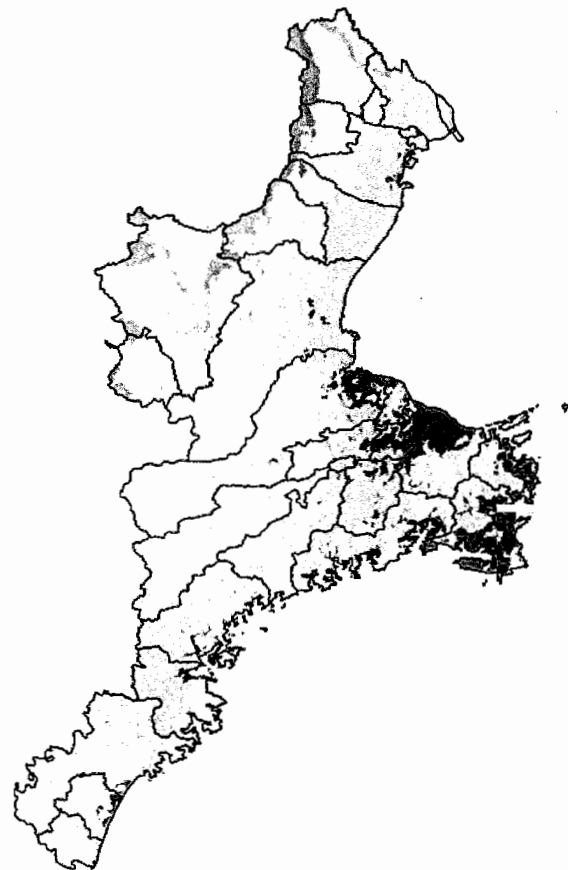
i) 震度

＜南海トラフ地震による強振動予測マップ＞

過去最大 (L1)



理論上最大 (L2)



＜南海トラフ地震による強振動予測表＞

過去最大 (L1)

理論上最大 (L2)

	南海トラフ地震(過去最大クラス)						
	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0.00	0.00	191.47	2,843.87	2,449.16	287.18	5.63
面積割合 (%)	—	—	3.3%	49.2%	42.4%	5.0%	0.1%

	南海トラフ地震(理論上最大クラス)						
	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0.00	0.00	44.43	261.44	3,163.97	1,919.29	388.19
面積割合 (%)	—	—	0.8%	4.5%	54.8%	33.2%	6.7%

「過去最大クラス (L1)」の地震では、県南部の大半と伊勢湾沿岸部で、震度6弱、伊勢志摩地域の沿岸部を中心に震度6強が想定されています。
一方、「理論上最大クラス (L2)」の地震では、すべての市町において震度6以上の揺れが想定されています。

ii) 津波

南海トラフ地震では、強い揺れだけでなく津波が沿岸部を襲うことが想定されており、早い地区では地震発生から20分で津波が到達するとされています。

排水機場などの農業用施設は、津波の直撃により建屋の倒壊や排水ポンプの破損による機能低下、もしくは機能停止が予想されます。

また、共同乾燥調製施設、畜舎、園芸施設等についても、建屋の倒壊や海水の流入による機器の破損が懸念されます。

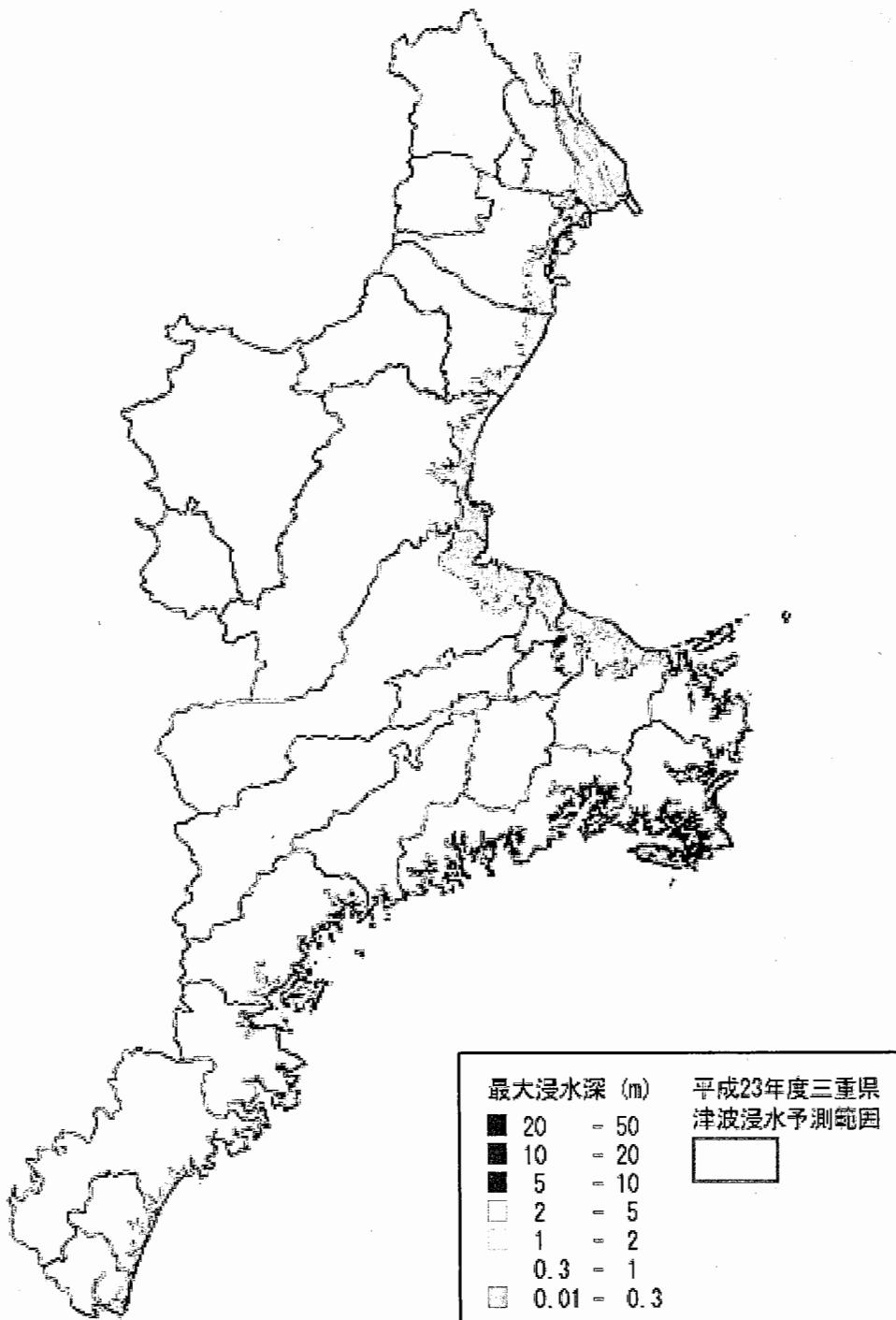
さらに、農地等には海水とともに大量の土砂やがれきが流入することから、営農を再開するためには、排水、がれきの除去だけでなく、農地の除塩が必要となります。

<南海トラフ地震による津波浸水予測表>

地域区分	浸水想定面積 (ha)	
	過去最大 (L1)	理論上最大 (L2)
木曾岬町	1,202	1,207
桑名市	2,833	3,404
朝日町	516	134
川越町	98	537
四日市市	1,339	1,860
鈴鹿市	650	1,067
津市	2,776	3,556
松阪市	3,438	4,009
明和町	1,342	1,309
伊勢市	3,706	3,773
鳥羽市	796	774
志摩市	1,775	2,343
南伊勢町	1,148	1,728
大紀町	110	151
紀北町	750	1,079
尾鷲市	527	684
熊野市	196	304
御浜町	147	253
紀宝町	52	196
合計	23,381	28,368

※小数点以下切り捨て

<南海トラフ地震による浸水想定マップ（理論上最大:L2）>



※被害想定は過去最大クラスで行うが、過去最大クラスの浸水想定マップは現在作成中のため、現時点では理論上最大クラスを掲載。

〈各地域における浸水想定〉

① 桑名・四日市管内



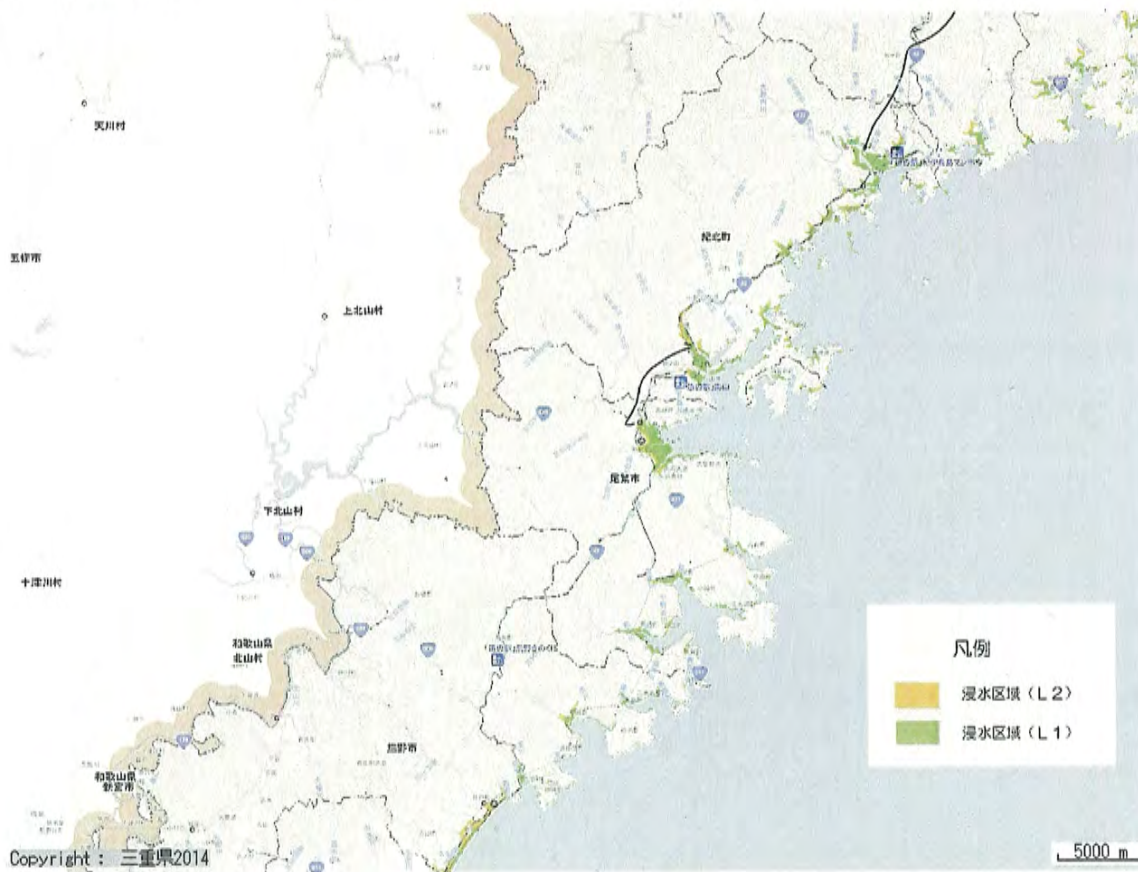
② 津・松阪管内



③ 伊勢管内



④ 尾鷲管内



⑤ 熊野管内



iii) 農地および農業用施設への被害想定

三重県防災対策部が策定した「地震被害想定調査結果」に基づく浸水被害地域内に位置する農地及び農業用施設は、次の①から⑩のとおりとなります。

浸水する農地および農業用施設

農地および農業用施設名	浸水被害を受ける面積および施設数	
	過去最大 (L1)	理論上最大 (L2)
① 農地	7,037 ha	9,060 ha
② 排水機場	109 箇所	125 箇所
③ 揚水機場	22 箇所	28 箇所
④ 樋門・樋管	8 箇所	8 箇所
⑤ ため池	20 箇所	32 箇所
⑥ 共同乾燥調製施設	6 箇所	7 箇所
⑦ 共同育苗施設	2 箇所	4 箇所
⑧ 共同集出荷施設	16 箇所	21 箇所
⑨ 園芸施設	644 箇所	707 箇所
⑩ 畜舎	17 箇所	18 箇所

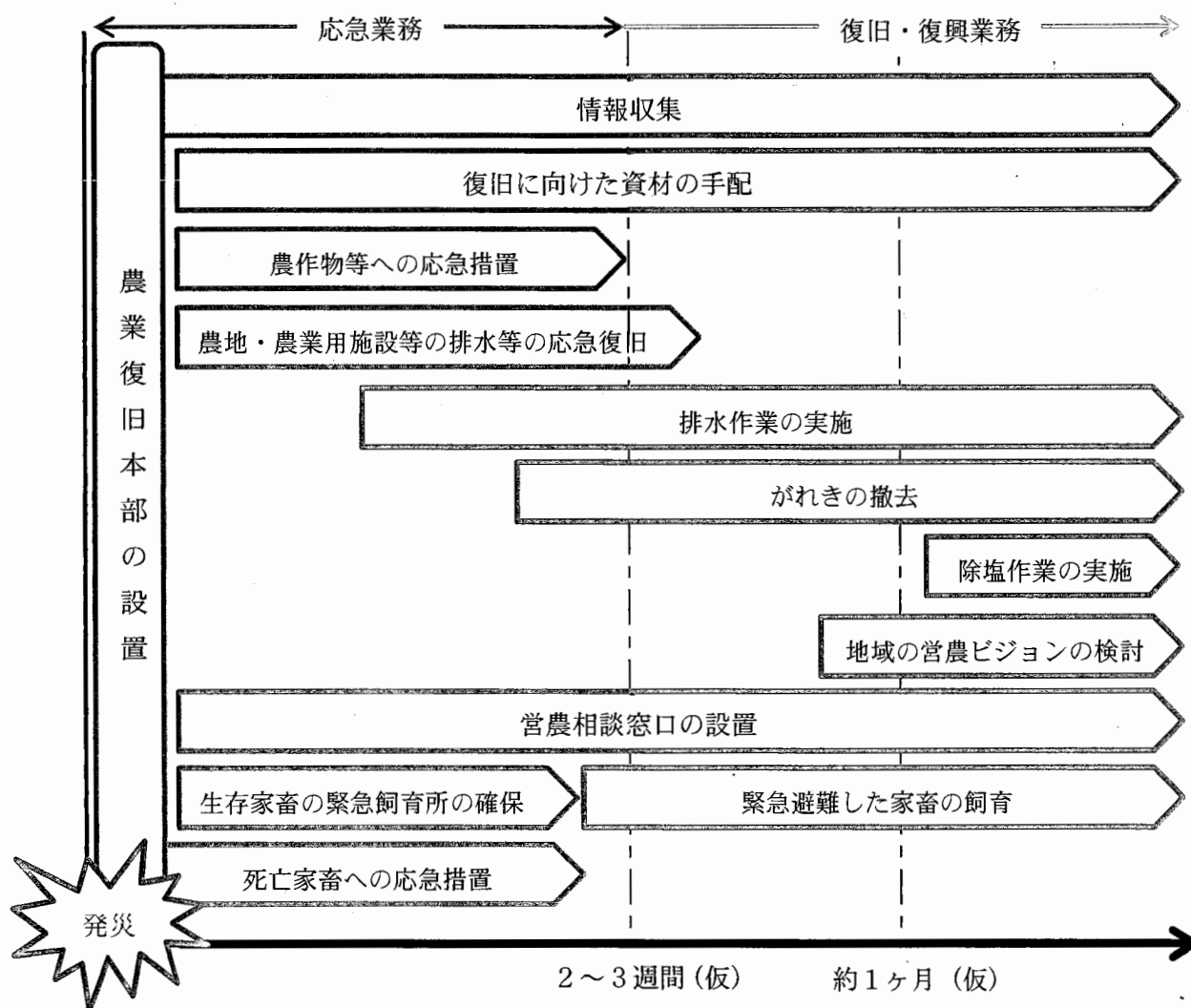
第3章 被災から営農再開までの工程

第3章-1 農地・農業用施設の復旧・復興に向けた体制の整備等

(1) 農地・農業用施設等の復旧に向けたスケジュール

南海トラフ地震等にもなう津波被害が発生した際には、発災直後から概ね2週間程度（フェーズ1、フェーズ2）までに緊急的に対応する応急業務、それ以降（フェーズ3）に継続して対応する継続業務に区分して対応します。

<農地・農業用施設の復旧・復興に向けたスケジュール>



<災害時におけるフェーズ区分>

フェーズ1 発災～概ね3日	フェーズ2 概ね4日～2週間	フェーズ3 概ね2週間～
人命救助・ライフラインの確保を優先	行方不明者の捜索、排水の実施、緊急輸送道路等の確保を優先	農道・用排水路等施設の応急復旧を実施

発災害時に行う主な応急業務と復旧・復興業務

応急業務	復旧・復興業務
<ul style="list-style-type: none"> ・農地および農業用施設の被災状況に関する情報収集 ・農業用施設復旧に通じる道路等の被災状況に関する情報収集 ・国、市町、関係団体等との連絡体制の構築 ・2次災害の防止に係る情報提供 ・応急排水ポンプの手配、復旧に係る資材の確保 ・被災地域における生存家畜の緊急飼育所の確保 ・死亡家畜の処分場の確保および家畜伝染病発生予防のための死亡家畜への石灰等の散布 ・農業用施設の復旧順位の選定 ・応急排水ポンプの設置箇所の選定 ・浸水区域の応急排水 ・がれき置き場の選定 ・農地海岸等の復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、非被災地域等との復旧に関する協力体制の整備 ・復旧ボランティア等の受け入れ体制の整備 ・浸水区域の排水 ・がれきの除去 ・農地および農業復興に向けた資材等の手配 ・被災農畜産業者向け相談窓口の設置 ・営農再開に向けた生産者等への聞き取り ・地域の営農ビジョン検討促進など、営農再開に向けた支援体制の整備 ・農地の除塩 ・安定生産に係る技術的支援の実施 ・災害復旧業務

(2) 農地・農業用施設等の復旧に向けた体制の整備

①三重県農業復旧・復興本部の設置

南海トラフ地震による農地および農業用施設の被害を早急に回復するため、県災害対策本部社会基盤対策部隊（以下、県災害対策本部）農林水産対策班における役割を踏まえつつ、「三重県農業復旧・復興本部（仮称）」を設置し、円滑な営農再開を目指します。

また、県本部および地域本部は、実効性の高い復旧事業を実施するため、相互の作業を補いながら運営を行うものとします。

○三重県農業復旧・復興本部（仮称）（以下、県復旧・復興本部）

【活動内容】

- ・県全体の被害実態の確認
- ・復旧及び営農再開に向けた国との調整
- ・電力、用水、燃料等の確保に関する関係企業および団体との調整
- ・各地域への人員および復旧資材等の配分・調整

【構成】

- ・会長 農林水産部 副部長
- ・副会長 農林水産部 次長（農産振興、農業基盤・獣害）
- ・構成員 農林水産部各課長、
- ・事務局 農林水産部農業戦略課課長補佐、農業基盤整備課課長補佐

○農業復旧・復興地域本部（仮称）（以下、地域復旧・復興本部）

【活動内容】

- ・各地域における被害実態の確認
- ・営農再開に向けた県復旧・復興本部、市町、関係団体との調整
- ・相談窓口の設置

【構成】

- ・会長 各農林水産（農政・農林）事務所長
- ・副会長 各農林水産（農政・農林）事務所副所長
- ・構成員 農政室長、農村基盤室長
- ・事務局 農政室地域農政課長、農村基盤室農村計画課長

② 対策チームの設置

本部の中に機動的に対応できるよう対策チームを設置します。対策チームの設置は、被災状況や復旧・復興のフェーズに応じて、必要なチームを柔軟に追加・廃止して対応します。

なお、特に緊急性を要するものとして、以下の対策チームを発災直後に設置するものとします。

i) 情報収集対策チーム

各地域の農作物や農業用施設の被害状況、農業用施設等までの道路状況、職員の安否等について情報収集を行います。農地および農業用施設の詳細な情報が取れなくても、主要道路や農業用施設までの行程で、どこが通行できて、どこが通行できない等の情報も非常に有効となります。

緊急的に行う情報収集項目
<ul style="list-style-type: none">・ 職員の安否確認・ 浸水区域の特定・ 主要道路の状況（冠水、橋の崩落など）
<第3章-3 関連>
<ul style="list-style-type: none">・ 農業用施設の被害状況・ 農業用施設までの道路の状況（冠水、橋の崩落など）・ 破堤状況の状況・ 農業用施設の通電状況の確認
<第3章-2 関連>
<ul style="list-style-type: none">・ 田畑の浸水状況・ 農作物の状況・ 畜産農家の状況
※本格的な復旧を行うためには、排水機場の修復が不可欠であることから、排水機場及びそれにつながる道路等の情報については、必ず収集することとします。
※また、発災直後は大規模な余震が発生するおそれがあることから、衛星電話、無線機等、必ず連絡がとれる通信機を携帯することとします。
※通電状況の確認については、送電線等の目視確認を基本とし、専門的な確認は、電力会社等を通じて行うものとします。

なお、発災直後は、余震の発生や、別プレートに起因する地震が発生する恐れがあることから、情報収集を行うにあたっては、避難経路を確認しつつ行い、危険を感じたら、調査を中止し、安全な場所に避難することとします。

ii) 応急復旧対応チーム

フェーズ1においては、人命救助および行方不明者の捜索、ライフラインの復旧等が優先されることから、「県災害対策本部」の実施する捜索や施設復旧等の動きに合わせて仮設堤防の設置や応急排水等の対応を行います。

フェーズ2以降は、情報収集対策チームからの情報を受け、排水区域の設定等の

応急対応を検討します。

iii) 営農相談チーム

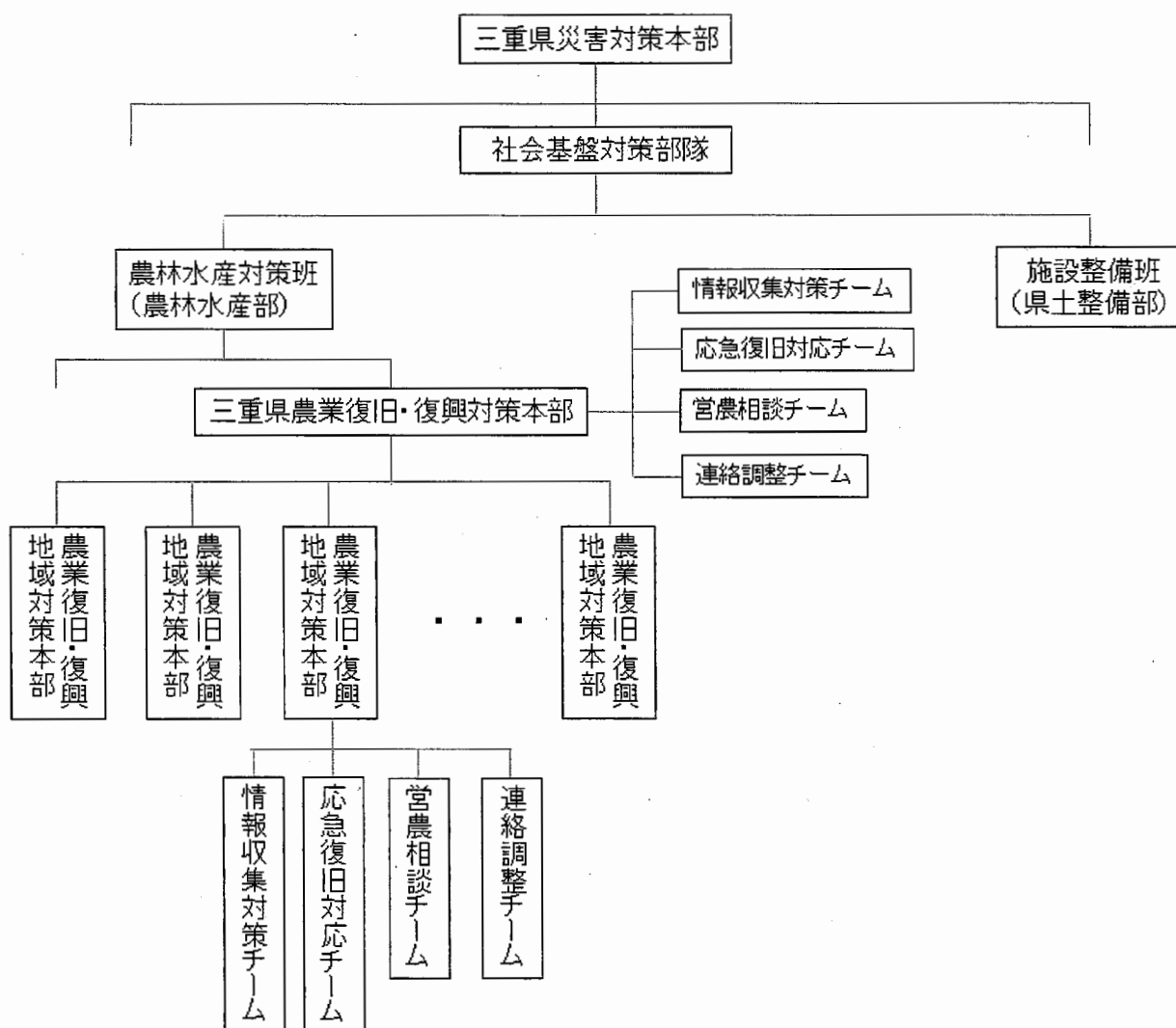
生産者等からの営農に係る問い合わせ相談や情報収集対策チームからの情報等を踏まえた農作物や家畜等の応急措置の指導などを行います。

iv) 連絡調整チーム

決定された応急対応（資材の発注、応援依頼等）を迅速に実施します。

津波による浸水が確認されている場合は、県復旧・復興本部が農林水産省、国土交通省等に応急排水ポンプの借受を申請します。

<農地・農業用施設の復旧に向けた体制：発災直後（フェーズ1）の例>



(3) 市町との協力体制について

迅速かつ的確な対応を行うため、県および市町は連携した対応をとる必要があります。そのため、農業復旧・復興地域本部は、地域の被災状況や県対策本部の動き等について、密に情報共有を行います。

また、東日本大震災規模の津波が発生した場合、非常に被害が甚大となるため、市町の機能を住民ケアに集中させざるを得ない状況が考えられます。その場合、災害復旧業務等の必要な業務について、市町の災害対策への応援を実施する、市町から委託を受けて実施するなど、柔軟な対応が必要となります。

※市町の被害状況により、委託された業務は異なりますが、宮城県では「がれきの除去」、「死亡家畜の運搬」、「災害復旧業務」などが市町から県へ業務委託されています。

また、市町庁舎が浸水区域に存在する場合、市町対策本部を設置する庁舎等をあらかじめ設定しておき、関係機関と情報共有しておきます。

(4) 土木部門との連携

速やかな排水を実施し、効果的な復旧を進めるため、応急対応を検討する際には、県災害対策本部社会基盤対策部隊を構成する県土整備部と綿密な連携を行い、仮設道路および仮設堤防の設置や応急排水、水利権（河川等）の調整など、役割分担を行って実施します。

○宮城県における取組事例

・災害復旧業務を円滑に行うため、必要に応じて対策チームを設置し、機動的な対応を行った。

3月18日：応急排水チーム、がれき対策チーム、用排水機場応急復旧チーム、津波農地災害査定チーム、営農関係調整チームなど11チームを設置

7月1日：除塩に係る水利権調整チーム、災害に係る技術管理等チーム、県復興計画調整チーム、市町復興計画等支援チーム等9チームを追加

9月1日：農地海岸施設災害チーム、放射能対策チームの2チームを追加

・発災当初は、県災害対策本部の依頼により、農業部門からも人命救助、行方不明者捜索、ライフラインの復旧に多くの人材や資材を投入している。しかし、地域全体の排水を効率的に行うためには農業用排水機場の復旧が不可欠であり、農業用施設の復旧が捜索やライフラインの復旧に大きく関与していることが確認できた。そのため、（農業用しか排水施設の無い）亘理町等では、最優先で復旧が行われている。

・被害があまりにも大きかったため、市町村は住民ケア業務に集中せざるをえず、「がれきの処理」、「災害復旧業務」など、多くの業務が県に委託された。県としても準備が必要となる。

第3章-2 発災時の応急業務

(1) 農作物の応急措置

津波による海水の浸水については、作物毎に時期（栽培ステージ）によって対応が異なります。耐塩性の上限値を超えると、生育障害を生じたり、枯死に至ることもあります。あらかじめ応急措置や当該年度の栽培を継続するか否かの判断基準について検討を行っておくことが、被害を最小限にとどめるために必要となります。

作物別土壌塩分の上限値

作物名	EC (1:5, mS/cm)	土壌中 Cl (mg/100g)
イチゴ	0.3	30
タマネギ	0.8	60
ハウレンソウ	1.0	70
キャベツ		
トマト		
ブロッコリー		
ダイコン		
ネギ	1.5	100
水稻		

(熊本県台風 18 号技術対策資料集から抜粋)

灌漑水の塩分濃度に対する農作物の被害程度

塩分濃度(ppm)	EC 換算	作物の被害程度	
		水稻	野菜
240 以下	0.9 以下	ほとんど影響無し	イチゴは 200ppm 以上でやや影響有り
~380	~1.4	生育に影響するが、収量への影響は比較的小さい	生育が遅れ減収 イチゴでは葉が褐変することがある
~510	~1.9	活着が遅れる 活着後であれば、影響は少ない	生育が明らかに遅れる イチゴは減収が著しい
~750	~2.6	下葉の黄化が見られる	イチゴは枯死する トマトも被害が出始める
~1170	~4.2	下葉の黄化が著しい	被害甚大~枯死
1340 以上	5.0 以上	著しく減収~枯死	枯死

(熊本県台風 18 号技術対策資料集から抜粋)

基本となる応急対応は以下の通りとなります。

なお、収穫にあたっては、農産物を出荷するJA等と相談のうえ行うものとします。

<水稲>

- ① 用水が確保できる場合、圃場での塩分濃縮が起こらないよう、応急的に圃場への入水を行います。但し、排水は、下流域の状況に応じて判断するものとします。
- ② 登熟期にあつて、津波により稲が倒伏した場合は、衛生上の観点から食用としての活用はしないものとします。
- ③ 登熟期にあつて、圃場に海水が流入したが、倒伏がない状況の場合、海水が引き、収穫機械が圃場に入ることが可能であれば収穫作業を実施する。しかし、圃場が冠水した状況が続く場合は、下流域の状況に応じて排水を行い、その後収穫作業を実施します。排水路等の復旧が進んでいなければ、排水は行わないようにします。

<麦・大豆>

もともと湿害・塩害に弱い作物であり、水稲のように用水の注入による塩分濃度の軽減もできないことから、当該年度の栽培継続は困難となります。

<キャベツ、ナバナ等の露地野菜>

冠水した農産物については、衛生上の観点から廃棄を原則とします。

<イチゴ>

塩害に非常に弱い作物であるため、速やかに除塩が出来なければ栽培継続は困難となります。そのため、高設栽培については、用水が確保できれば、連続灌水を行い、経過観察を行います。土耕栽培については、継続栽培は困難となります。

<トマト>

用水が確保できれば、連続灌水を行い、経過観察を行います。土耕栽培に関しては、浸水状況によって、栽培継続が困難な場合があります。

収穫後の農作物が倉庫等で浸水した場合、衛生上の問題から、原則として廃棄するものとします。

また、ほ場や農産物に被害が無くても、交通網が機能せず、出荷体制が整わない場合は、農産物の廃棄について検討を行う必要があります。

(2) 家畜等の応急措置

津波により死亡した家畜等を放置すると、腐敗等により衛生上の問題が発生することから、畜産農家は以下の対応を行うこととします。また、県としても必要な支援を行うものとします。

i) 死亡した家畜への対応

- ① 死亡獣畜については、消石灰やクレゾール散布等の消毒措置を行ったうえで、焼却および埋設処理を行います。

※焼却や埋設については、市町が指定した区域で行います。

※埋却する穴は、死亡獣畜から1 m以上の余地を残す深さとし、死亡獣畜の上には、厚く消石灰その他の消毒薬を散布した後、土砂をもって覆います。

※焼却する場合は、十分な薪、わら、石油等を用いて焼却すること。また、焼却後残った灰等は土中に埋設します。

ii) 生存している家畜（畜舎は倒壊）への対応

- ① 放置期間が長くなり、半野生化すると捕獲が困難になることから、速やかに捕獲します。
- ② 捕獲した家畜等は、原則として、所有者敷地内に仮繋留します。
- ③ 共済獣医師等の立ち会いのもと、食肉への処理、継続飼育の判断を所有者が行います。
- ④ 継続飼育を行うものについては、緊急飼育所において暫定的に飼育を行います。

iii) 生産活動に関する対応

- ① 食肉出荷に関しては、と畜場の稼働状況を確認した上で行います。
- ② 原乳に関しては、乳業工場への搬入ができる、又は、自農場のタンクに貯蔵できる分以外は廃棄処分するものとします。

iv) 飼料の確保について

発災直後は、交通網が寸断され、復旧までの間、飼料の搬入が困難となる状況が想定されます。そのため、畜産農家もこのような事態に備えて、一定量の備蓄を行う必要があります。

v) 県の支援等

死亡獣畜産等の所有者確認の支援を行います。（但し、所有者の捜索等は、死亡獣畜の腐敗等を考慮し、夏期：1～3日間程度、冬期：7日間程度とします。）所有者の確認できないもの、連絡がつかないものについては、震災廃棄物として処理します。

生存家畜の緊急飼育所については、事前に津波到達区域外の生産者や公的研究機関等から募ってリスト化し、被災農家等との調整を行います。

但し、畜産農家がBCPを策定し、緊急飼育所をあらかじめ定めている場合は、そち

らを優先します。

また、営業を継続している飼料メーカーに関する情報提供を行うとともに、生存家畜への安定的な飼料の確保について、飼料メーカー等への働きかけを行います。

○宮城県における取組事例

・死亡家畜の処理については、化製場法、家畜伝染病予防法等の法律に準拠する必要があり、事前に処理方法について検討しておく必要がある。

・乳牛については、毎日、搾乳する必要があり、宮城では乳業工場が被災したため、搾乳した原乳を廃棄している。三重県では、乳業工場は内陸にあるものの、地域によっては道路の冠水によって、乳業工場に持ち込めない恐れもあるため、対策の検討が必要。

○熊本県の取組事例（平成18年：台風18号技術対策飼料より）

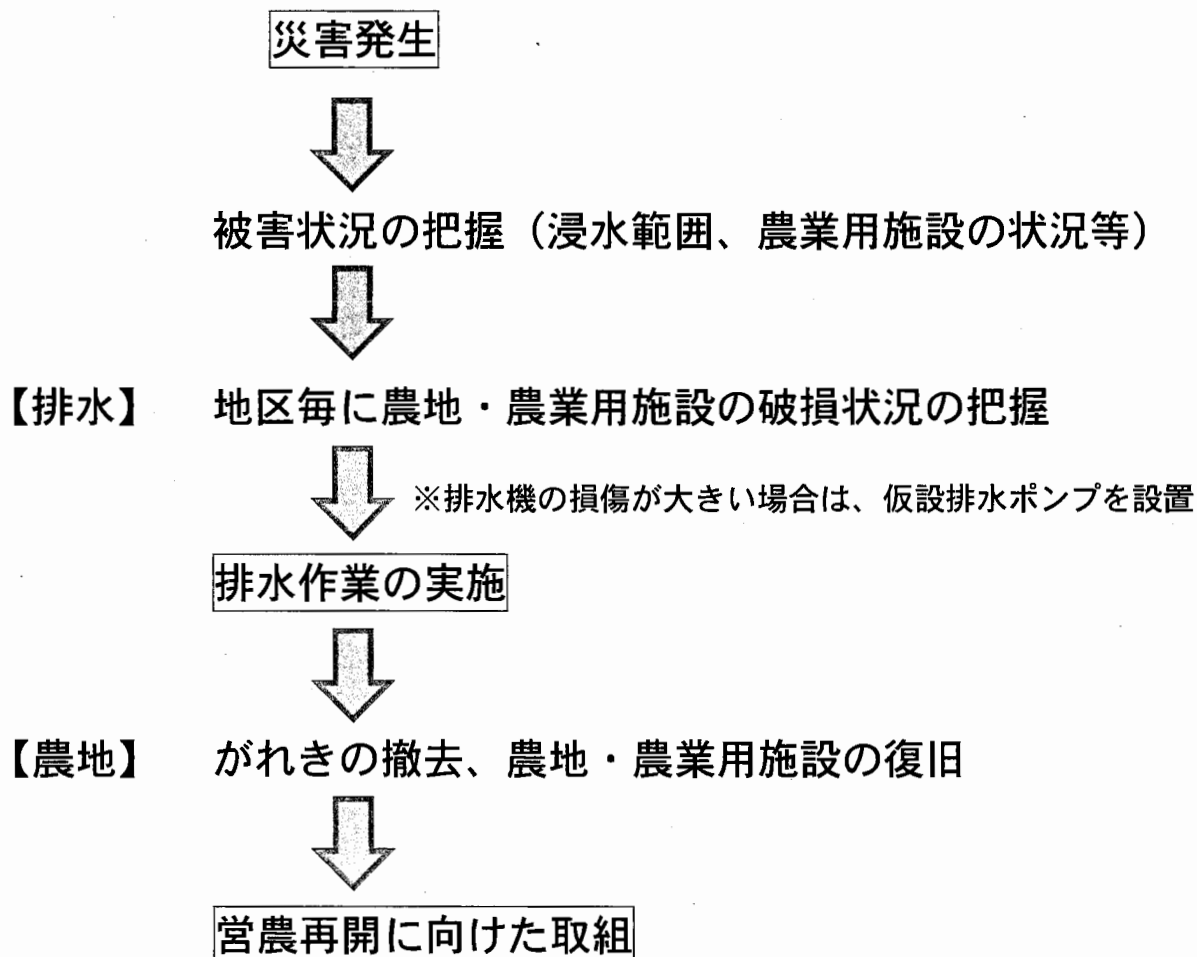
・海水の流入に対する応急対策としては、水稻および施設園芸における用水の灌水に限られる。麦、大豆、露地野菜、果樹では応急対応は困難。

第3章－3 農地・農業用施設復旧までの行程

(1) 農地・農業用施設等の復旧に向けた作業の流れ

南海トラフ地震が発生し、津波等による農地および農業用施設に被害が発生した際には、早急な対応が必要となり、対応の流れとしては以下のとおりとなります。

<営農再開に向けた手順>



※農地等の排水については応急業務として対応し、がれき除去等の農地の復旧については、長い期間が必要なことから復興業務として対応します。

(2) 作業の手順

① 被害状況の把握

各農業用施設については、それぞれの農業用施設のBCPに基づいて、施設管理者が情報収集を行います。また、排水機場等の主要農業用施設および主要農業用施設に通じる道路の冠水状況等については、県、市町、土地改良区、JA等で連携して行うこととします。

得られた情報については、効率的な復旧作業ができるよう、県および市町の対策本部に集約し、各農業用施設の破損状況を把握します。(調査様式：第4章-2-(5) 参照)

情報収集を行う際は、発災直後は余震が頻繁に発生すること、また、南海トラフ地震については、別のプレートに起因する本震が遅れて発生する恐れもあることから、必ず、衛星電話や無線機等の通信機を装備して情報収集を行うこととします。

③ 排水作業の実施

復旧活動については、復旧資材の搬入のみならず、行方不明者の捜索等にも資することから、浸水区域の排水を第一に行い、その後、がれきの除去を行うこととします。

排水機場が機能しない場合は、応急排水ポンプを設置し、排水機場復旧までの応急排水を行います。

また、農業用施設の復旧については、本格的な排水を行うため、排水機場を第一とし、その後、頭首工や揚水機場など、農地の除塩を行う際の取水施設の復旧を行うことを基本とします。

(i) 仮設堤防等の設置

効果的な排水を行うため、県および市町での対応が困難な仮設堤防の設置や海岸堤防の復旧等について、国と協議を行い、対応するものとします。

国との協議については、県災害対策本部と連携して行うものとします。

(ii) 応急排水ポンプの手配

応急排水ポンプの借り受け手配は、県災害対策本部と連携して行うものとします。

なお、農林水産省が所有する応急排水ポンプの手配は、三重県農業復旧・復興本部(仮称)が行います。但し、捜索やライフライン復旧のため、県災害対策本部から依頼があった場合は、依頼に応じた配分を行います

借り受けた応急排水ポンプの各地域(農林水産事務所単位)への配分については、各地域からの被害情報を基に、市町との調整を図り、本庁の応急復旧対応チームが決定するものとします。

(iii) 応急排水の優先順位の選定

本格的な排水を行うためには、排水機場や幹線(支線)・排水路の復旧が必須となります。そのため、応急排水ポンプの設置については、排水機場や幹線(支線)排水路の復旧につながる地区を優先し、下流から上流に向けて作業を進めることを基本とします。

具体的な応急排水ポンプの設置箇所については、各地域の応急復旧対応チームに、市町および三重県土地改良連合会の参画を得て決定するものとします。

但し、捜索やライフライン復旧のため、県災害対策本部からの依頼があった場合は、依頼区域を優先します。

④ がれきの撤去、農地、農業用施設の復旧

(i) がれきの撤去

がれきの撤去は、国の災害復旧事業等を活用し、市町が主体となって実施します。但し、市町の被災状況等に応じて、県が委託を受けるなど、柔軟に対応することとし、その際は、環境生活部と連携するとともに、「三重県災害廃棄物処理計画」に則って対応するものとします。

(ii) がれきの廃棄場所

がれきの廃棄は、原則として市町が定めた箇所に行います。

廃棄場所が指定されるまでの間の一時保管場や、一次的な集積所等については、搜索に支障がでないよう、津波の到達していない箇所、又は、津波到達地域であっても、土砂等の堆積の薄い箇所（元々の下地が見えている箇所）を選定するものとします。

また、堆積土については、表土が流された地域に活用するため、市町に確認し、堆積土置き場を設置することとします。

(iii) 災害復旧事業の活用

農地・農業用施設の復旧には、国の災害復旧事業を活用してを行うこととなります。

災害復旧事業は、まず被災状況の把握を行い、被害箇所、被害額を国に報告し、災害査定を受け、事業実施します。

基本的に、市町が事業主体となり、団体営災害復旧事業として実施しますが、状況に応じて国、県が市町と協議して役割分担を行います。

(3) 農業用施設の復旧と民間企業等との連携

効率的な復旧作業を実施するため、施設復旧の基本原則として、排水に係る復旧を優先して行い、その後、除塩作業を行うための用水の供給に関する施設の復旧を行うものとします。

排水機場、頭首工、パイプライン等の農業用施設の復旧作業については、円滑な復旧を行うため、修理部品の手配や技術者の派遣等について国内各ポンプメーカーや土木建設企業等に対し、県災害対策本部と連携して協力要請を行います。

また、送電復旧に合わせた農業用施設の復旧作業を進められるよう、電力会社から送電線等の復旧状況に関する情報を収集し、土地改良区等の関係機関との情報共有を進めます。また、搜索やライフラインの回復を円滑に進めるため、県対策本部と連携し、電力会社に対して、復旧重点区域に関する情報提供を行います。

(4) 復旧業務における留意点

非常事態の中で、円滑な復旧・復興を行うためには、地域によってバラバラな対応をするのではなく、関係者が上述の流れを共通認識として持つことが重要となります。

○宮城県における取組事例

・農地および農業用施設の復旧に向けた実施手順の具体的な進め方について農業用施設の復旧優先順位が、①排水関係、②用水関係、③その他であることが確認できた。

・排水機場は沿岸部に多いため、津波による壊滅的な被害を受けていた。再整備にあたって、①配電室を2階以上に配置する、②海側に窓をつくらない（窓が割れ、がれき等の侵入があったため）、③吐水槽を海側に設置する（津波に対する楯となるため）に留意していることを確認。本県としても可能な範囲で対応を検討する。

・公共の施設は、緊急時の連携協定等が締結されている事例が多いが、農業用施設については締結されている事例がない。迅速に施設の復旧を行うためには、業界団体等と事前に基本的な考え方について協議しておく必要がある。市町や関係団体と協議会を設置し、協議会を通して、業界団体との連携協定の締結を検討する。

第3章-4 営農再開までの支援

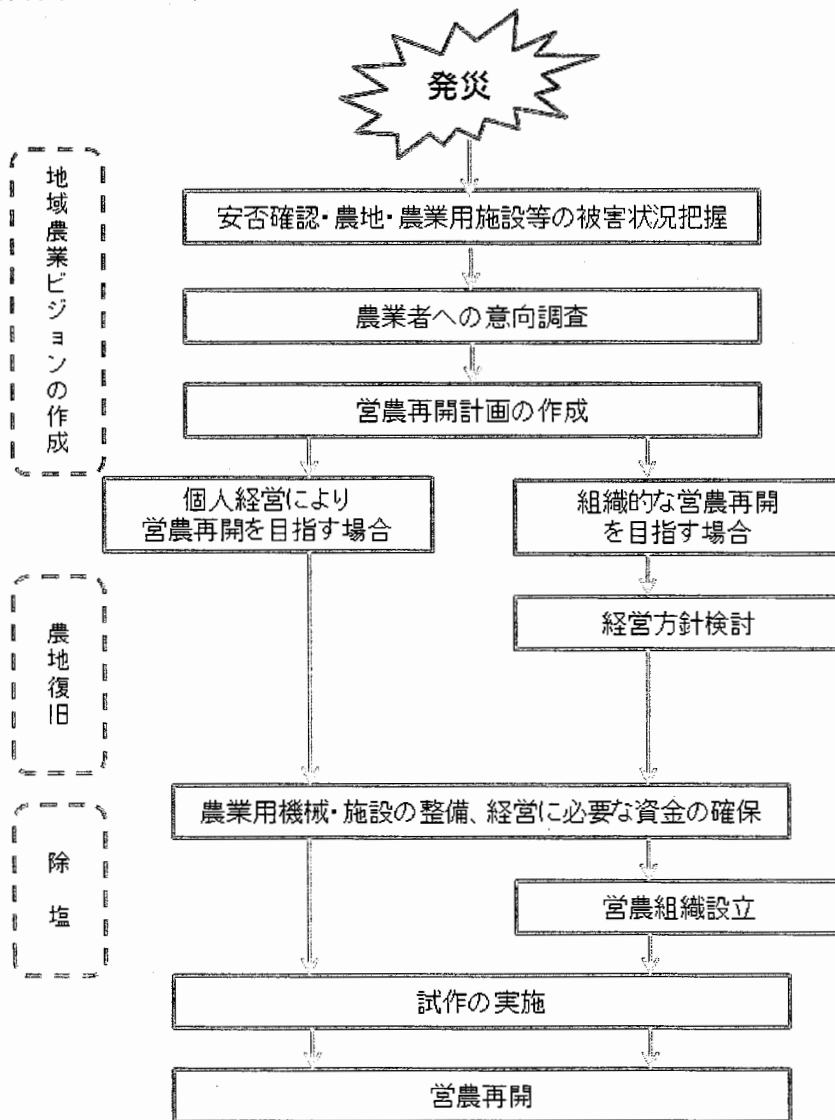
被災後に営農再開をスムーズに行うためには、農業用施設等の復旧を進めるとともに、営農再開、農業復興に向けた地域農業者、関係機関との話し合いを早期に行っていく必要があります。

(1) 営農再開、農業復興に向けた体制の整備

営農の再開や農業の復興を円滑に行うため、被災前から関係者間における情報交換を行い、被災時における農業者のサポート及びその後の農業復興に向けた体制整備について検討を行っておく必要があります。

被災に際しては、関係機関が連携のもと、農業者等の意見を十分に聞き、有識者のアドバイスを得ながら地域農業復興のための計画づくりを進めていくことが必要です。

<営農再開のフロー>



(2) 営農再開までのフロー

① 地域農業ビジョンの作成

(i) 地域の合意形成と営農組合等の組織化

津波の被害においては、農地の浸水だけでなく、トラクターなどの農業機械等が流出するなど、大きな被害を受けることが想定され、ゼロから営農を組み立てていくことが必要となるケースが考えられます。

家族や隣人が被災する中で、そうした農家の心情を十分に配慮しながら、市町、J A、土地改良区、地域農業改良普及センター等が連携して避難場所等を訪問し、農家の状況を把握するとともに、その地でどのような営農を再開していけるのかを話し合う場づくりに努め、地域農業復興のための計画策定を行います。

(ii) 営農開始に向けた準備

地域住民の感情に寄り添いつつ、現状から可能なことを洗い出しながら、営農組合や地域農業を担っていく農家が経営の再開に向かえるよう、農地や農業機械等の準備を進めます。

② 農地の復旧

農地の復旧には、国の復興交付金等制度の活用（例は東日本大震災時の復興制度）して行うこととなります。

(ア) 計画作成

例 地域農業経営再開復興支援事業（マスタープランの作成）

(イ) 土地基盤整備

例 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業【復興交付金】）

(ウ) 機械・施設整備（リース事業）

例 被災地域農業復興総合支援事業（ライスセンター、園芸施設、農業機械等を市町が整備して営農組合等に無償貸与【復興交付金】）

(エ) 営農再開準備

例 被災農家経営再開支援事業（農地のゴミ除去や草刈管理）

(オ) 新技術導入

例 食料生産地域再生のための先端技術展開事業（野菜機械化一環体系実証、園芸ハウス整備、水稻直播技術確立など）

○宮城県における取組事例

宮城県岩沼市における農業復興の実際の流れ～（H27年11月現地調査）

（マスタープランの作成）

岩沼市においては、宮城県内でもいち早く震災復興計画(マスタープラン)の作成に取り組んでおり、計画づくりには、学識経験者（東京大学、東北大学、東京農業大学、日本大学）、産業関係者（市商工会長、JA組合長）、市民代表などからなる「市震災復興会議委員」によって震災後の平成23年8月にはランドデザインが作成され、9月にはそれに基づく市震災復興計画が策定されている。

岩沼市における調査では、復興のためのリーディングプロジェクトとして7つの取組が位置づけられ、そのうちの1つが「農地の回復と農業の再生」とされた。具体的には、農地の塩分除去、地盤沈下対策に加え、復興後の農業振興としての①農業生産の高付加価値化、②農業生産の低コスト化、③農業経営の多角化に取り組んでいた。低コスト化では、大区画ほ場整備（最大2ha区画）が進められ、それに応じた大型機械体系による水田農業が進められていた。また、営農組合が地区ごとに組織され、農地は営農組合に集積されていた。この状況は、「震災によって農業構造が一気に10年進んだ」というように表現されていた。

（各機関の関わり）

農地の復旧までは、市、県、土地改良区、JAの話し合いにより進めたが、営農組織の形成にあたっては、市農政課によって集落単位の話し合い活動が主導された。

（具体的な取組方法、調整方法）

被災区域に70haずつの5つの営農区域が設定されるとともに、各区域は地区にそれぞれ割り当てられ、営農組合が設立された。元々、兼業地帯であったことから、営農組合の核となる農家は年齢が60～70代で構成されている。

営農再開に向けた国の復興事業は、ハード系のほ場整備事業、施設整備事業などの他、機械については、リース事業が中心となった。

市では、津波被災地域の農家1軒ずつの被害状況の把握を行い、海水を被った農機、農業施設などを詳細に調査し、被害金額を積み上げる作業が行われていた。

園芸関係については、キュウリの施設栽培が震災前から取り組まれていたが、園芸農家は、個々に施設再建等を行っている。

（反省点）

営農組合の組織化や営農再開に向けた事業計画等は、市農政課主導で進められた。JAには、機械装備へのアドバイスや生産資材の営農面でのサポートが期待されたが、JAも被災しているのに加え、広域化しており、人員面、経済面で、地域毎のきめ細かい対応が行いにくい状況にあったようであり、市の担当者からは、JAとの十分な連携をおこなっていくべきであったという言葉も聞かれた。

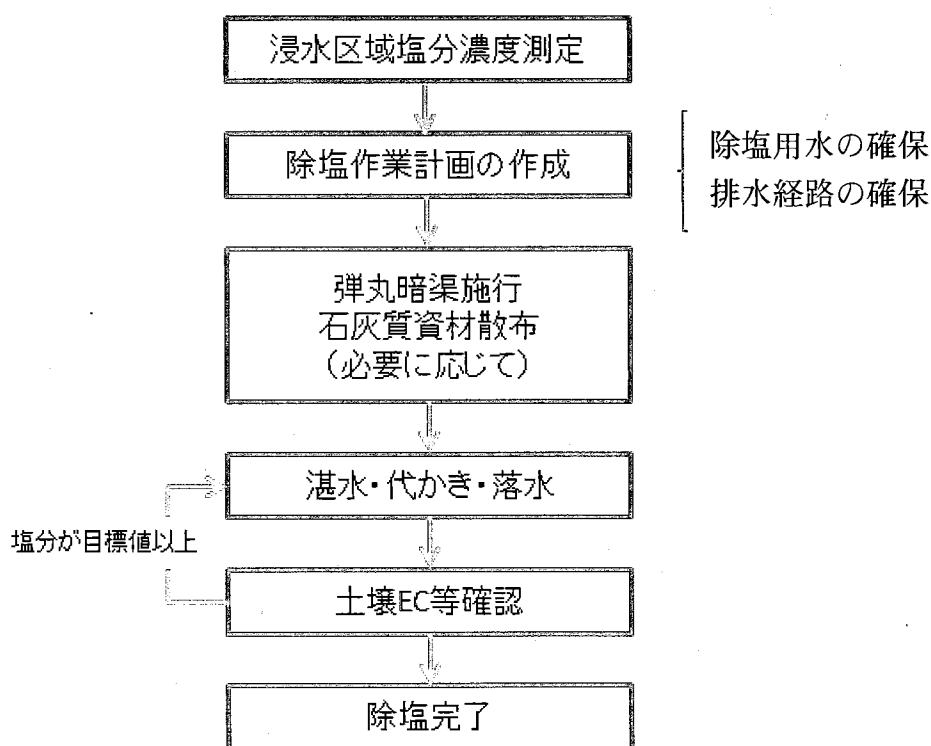
③ 浸水農地における除塩

(i) 除塩の基本的な考え方

除塩は、海水の浸入した農地において農作物を栽培するためにはなくてはならない作業です。しかし、海水の浸入、がれき、畦畔の状態はもちろんのこと、ほ場周囲の用排水路の状況、営農再開までのスケジュール等も踏まえたうえで、効率的に実施していく必要があります。

除塩基準や除塩手法については、東日本大震災の復興に際して農林水産省農村振興局にて作成された「除塩マニュアル」(別冊)を参考とします。また、除塩マニュアルについては、新たな技術情報等にもとづき、県独自でも見直しを行い、内容の充実を随時行うものとします。

<除塩作業の手順>



(ii) 除塩用水の確保

農地の除塩を行うためには、計画とは異なる時期に計画を超える水量が必要となることから、予め、河川管理者及び工業用水等のその他の水利権保有者と調整を行っておきます。

(iii) 除塩後の排水について

代かき除塩等を行う場合、塩分の混じった濁水を各地で大量に排水することから、事前に下流域の漁業関係者等と調整を行います。

(3) 農地に混入した細かいがれきやゴミなどの除去

農地の復旧工事では、農地の表面に載った大きながれきは除去できますが、その後も、機械作業では除去できない中小のがれきやゴミなどが農地に残されていることが想定されます。

○宮城県における取組事例

細かいがれきやゴミなどの除去の実際～(H27年11月現地調査)

東日本大震災における復興事業では、被災者の生活費支援的な意味合いを持つ「被災農家経営再開支援事業」(H23～25)が実施された。事業は、農地に残ったゴミの除去や草刈管理作業を、営農組合等に委託するという仕組みであり、調査を行った宮城県岩沼市においては、作業に携わる農家住民に、日当を支払うというようにして運用され、営農再開へ向けた農地の準備を進めつつ、農作業の無い当面の農家収入として役立てられていた。

(4) 生産に関する技術情報の提供

① 水稻品種の耐塩性情報の提供

営農再開を効率的に進めるため、あらかじめ県農業研究所等で集積した水稻品種の耐塩性データ等は「三重県水稻奨励品種における塩害耐性について(仮)」(別冊)にまとめています。

除塩作業後は、土壌塩分濃度のサンプリング調査を行います。

② 安定生産に向けた技術支援

除塩作業後は、土壌環境が大きく変化し、生産が不安定となることから、安定的な品質および生産量を確保するため、栽培品種の選定や栽培技術に関する指導等を実施します。

また、除塩作業直後は、水稻の生育が過剰となった事例が見られるようですが、その後数年間は、水稻などの生育が不安定になることが考えられるため、継続した土壌診断モニタリングを行うことが必要となります。

除塩後の水田において生産性が安定しない要因解析と対策については、現在、東北地域で進められている塩害からの復興の経過を参考に、三重県の栽培環境に合わせた栽培技術のポイントなどを整理し、情報提供していきます。

第4章 事前に行う対策

第4章-1 農業関係施設等におけるBCPの策定

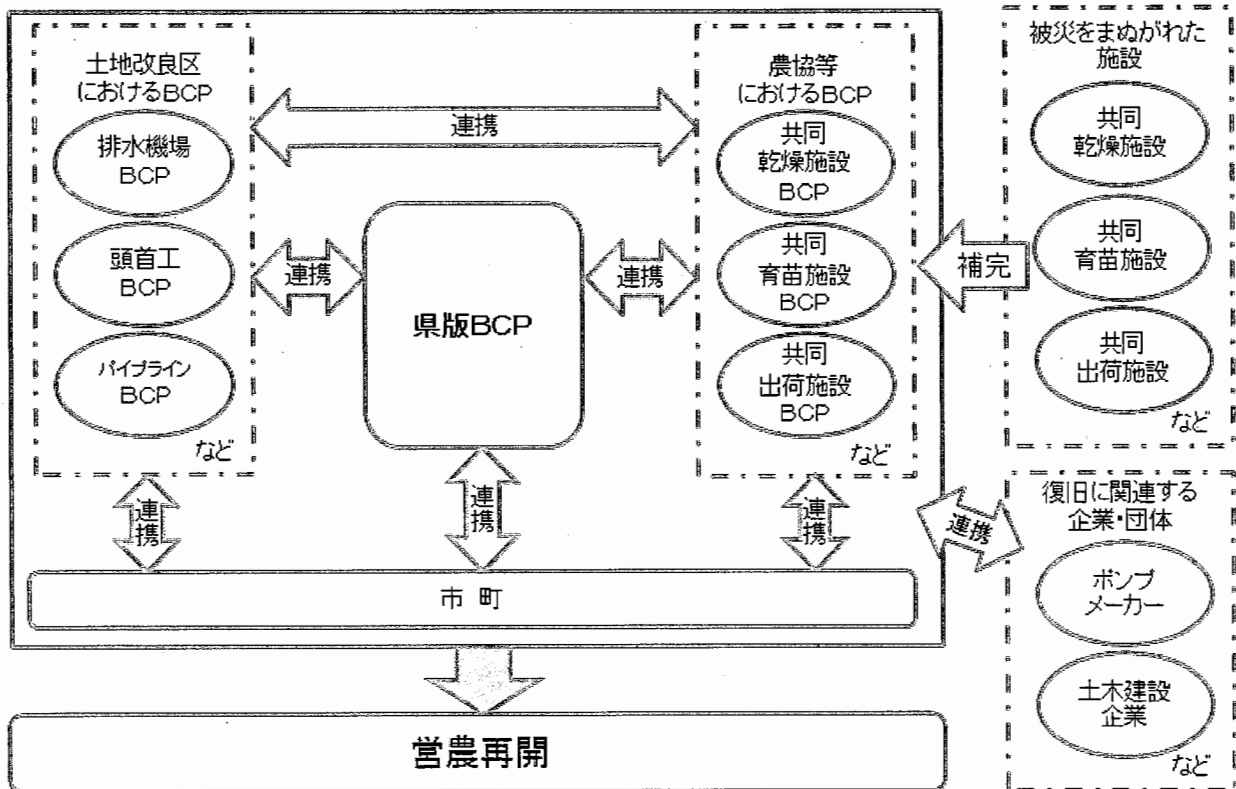
(1) 農業関係施設等におけるBCPの策定

三重県農業版BCPにより、効率的な農業の復旧を行うため、農業用水などを管理する土地改良区や、カントリーエレベーターなどの共同利用施設を管理するJA等は、それぞれの管理する施設等のBCPを、予め準備しておく必要があります。

(2) 他の計画やBCPの連携

土地改良区、農業協同組合等がそれぞれBCPを策定するだけでなく、県版BCPやそれぞれのBCPが連携し、協力して営農再開に向けた体制を構築しておくことが必要です。

<被災時における各施設BCPとの連携について>



(3) 国・関係企業・団体等との協議

国や関係企業・団体等と災害時における連携について協議を行い、被災した農業用施設の復旧および営農の再開や継続等を円滑に進められる体制をあらかじめ整備します。

<平成27年度および28年度において、協議を行う関係先と内容>

協議を行う関係企業等	協議する内容
国内ポンプメーカー	排水機場の早期復旧について
土木・建設企業	農業用施設全般の早期復旧について
国土交通省・農林水産省	災害時における応急排水ポンプの借り受け及び仮設堤防設置について
電力会社	災害時における農業用施設の運転に関する電力復旧および供給について
河川管理者および農業用水以外の水利権所有者	除塩用水の確保について
国内飼料メーカー	安定的な飼料の提供について

なお、協議の内容によって、災害連携協定等の締結について検討を行います。

第4章－2 その他事前対策

(1) 農地・農業用施設の復旧等に関する考え方の共有

農業版BCPは、関係者の連携により農業を復旧・復興していくための手順や手法を示すものであり、実際には、市町の一部や農業用水受益地区、ほ場整備地区等の範囲が単位となり、行政、農業者、関係団体が連携してどのような手順で地域農業の復旧・復興にとりかかっていくのかについて、当該関係者の中で平常時から認識を共有しておくことがポイントです。

津波被害に直面した際、農地等に流れ込んだ海水などの排水、水田のがれき除去や畦の修復、用水路（パイプライン）の修復、農地の除塩など、広域にまたがって数々の作業が必要となります。しかし、それらは一斉に行うことができるものではありません。

そのため、復旧を指揮する役割を持つ行政などを核に、地域全体で取りかかる順序の考え方をあらかじめ定めておき、共助の精神を持って進めていくことが大切です。

<優先順位の基本原則>

- ① 第一に排水を優先して行うものとする。
- ② 応急排水の優先区域は、排水機場の復旧につながる箇所、または幹線（支線）排水路等の復旧につながる箇所とする。
- ③ 排水については、下流域から順に行うものとする。
- ④ がれきの撤去については、道路、排水路上のものを優先するものとする。
- ⑤ 農地の復旧については、営農計画が策定されたほ場を優先するものとする

※但し、県災害対策本部から、搜索やライフラインの復旧等のサポートとして依頼があった場合は、そちらを優先する。

(2) 基本原則の周知

被災時は、非常に混乱することから、関係者に対して、基本原則の周知を行っておくことが重要となります。

○宮城県における取組事例

・発災時は、非常に混乱することから、復旧の流れ、優先順位等の考え方を統一し、関係者が共有することが重要であり、県関係者だけでなく市町・土地改良区等の関係者まで周知を行った。

(3) 農業用施設等の施設台帳のバックアップ

災害時に迅速な対応が可能となるよう、施設台帳等のバックアップを進めます。

施設台帳等のバックアップについては、迅速に対応できるよう紙ベースで保管するとともに、電子データにおいても保管し、被災程度が低いと想定される施設に保管するものとします。内容に変更があれば、その都度更新していくことが必要です。(年度当初毎に確認作業を行うことが望ましい)

<バックアップする施設台帳の例> (排水機場)

○○排水機場(個別調査表)		平成 年 月 日 作成	
一般事項			
施設名称	○○○○○排水機場		
所在地	○○市○○		
設置事業名	かんがい排水		
ポンプ台数	2		
形式	横軸軸流		
規格	1000mm×2台		
動力	モーター		
管理者	○○土地改良区		
操作人	○○ ○○		
排水量	500,00		
設置年度	H20		
管理者連絡先		操作人連絡先	
担当部局	○○○土地改良区○○課	氏名	○○ ○○
担当者	○○ ○○	住所	三重県津市○○
連絡先	059-224-○○○○	連絡先	059-224-○○○○
設置業者(ポンプメーカー)		常時のメンテナンス業者	
会社名	○○製作所○○支店	会社名	○○製作所
所在地	三重県津市○○	所在地	三重県伊勢市○○
担当部局	○○課	担当部局	○○課
担当者	○○ ○○	担当者	○○ ○○
連絡先	059-224-○○○○	連絡先	0596-27-○○○○
取扱説明書・完成図書の保管状況			
有 無	有 ・ 無		
保管場所	機場内 ・ その他(紙ベースは機場内、電子データはメーカー)		
形態	紙のみ ・ 電子のみ ・ 紙+電子		
※取扱説明書、完成図書が無い場合は、できるだけ多くの写真を添付(銘板等をふくめ)			

(4) 通信機器の確保

発災直後は、電話および携帯電話等が繋がりにくくなることから、防災無線や衛星回線電話等をあらかじめ準備し、必要に応じて使用することとします。

(5) 災害時における情報収集手順の整理

効率的な災害復旧を行うため、あらかじめ被災時における基幹的農業水利施設や共同利用施設等に関する情報収集の手順および関係機関等との非常時連絡網（手段）等を策定します。

<情報収集を行う際の基本ルール>

- ・無線機等の必ず連絡のとれる通信機を携帯する
- ・目的地を移動する際は、必ず本部に連絡を入れる
- ・一人で情報収集を行わない

<農業用施設状況把握チェックシート>（施設毎に現場で作成）

農業用施設状況把握チェックリスト					
記入日時	平成	年	月 日 時 分	確認者	
施設名					
施設の種類	排水機場・排水樋門・揚水機場・取水施設(頭首工、堰) 海岸堤防・農道・ため池・その他()				
施設の住所					
施設の状況	<input type="checkbox"/>		消失	建屋および機械の流出、用水路が完全に埋設している等の状態	
	<input type="checkbox"/>		全壊	ポンプ等が残っているが、建屋が倒壊し、モーターや電子基盤等が完全に破壊されるなど、施設の復旧に多大な時間を要する状態	
	<input type="checkbox"/>		半壊	建屋や機械、用水路等に大きな損傷はみられるが、復旧が見込める状態	
	<input type="checkbox"/>		損傷	損傷の程度が軽く、短期間で復旧が見込める状態	
	<input type="checkbox"/>		被害無し	ほぼ被害がなく、修復なしで機能する状態	
		電源、配電盤等の状況			
		施設までのアクセス			
		今後、倒壊や決壊の恐れがある場合は、状況を記載			
補足説明					

(6) 被災農家等の相談窓口設置の体制準備

震災時には、想定に無い被害等も発生することから、被災農家等の相談窓口を設置し、幅広く対応できる体制を整備するとともに、窓口設置等について事前に周知を徹底しておく必要があります。

○宮城県における取組事例

・名取・亶理の両土地改良区では、発災後、胴長を履き、腰まで水に浸かりながら調査を実施しているが、大きな余震も多数発生し、二次災害の恐れも高いため、①必ず連絡のとれる無線機等を携帯する、②調査地点を異動する際は、本部に連絡を入れる、③一人で行動しない、④暗くなったら帰還する等のルールを徹底する必要がある。

<参考：浸水想定区域における農業用施設等の分布>

① 農地



② 排水機場



③ 揚水機場



④ 樋門・樋管



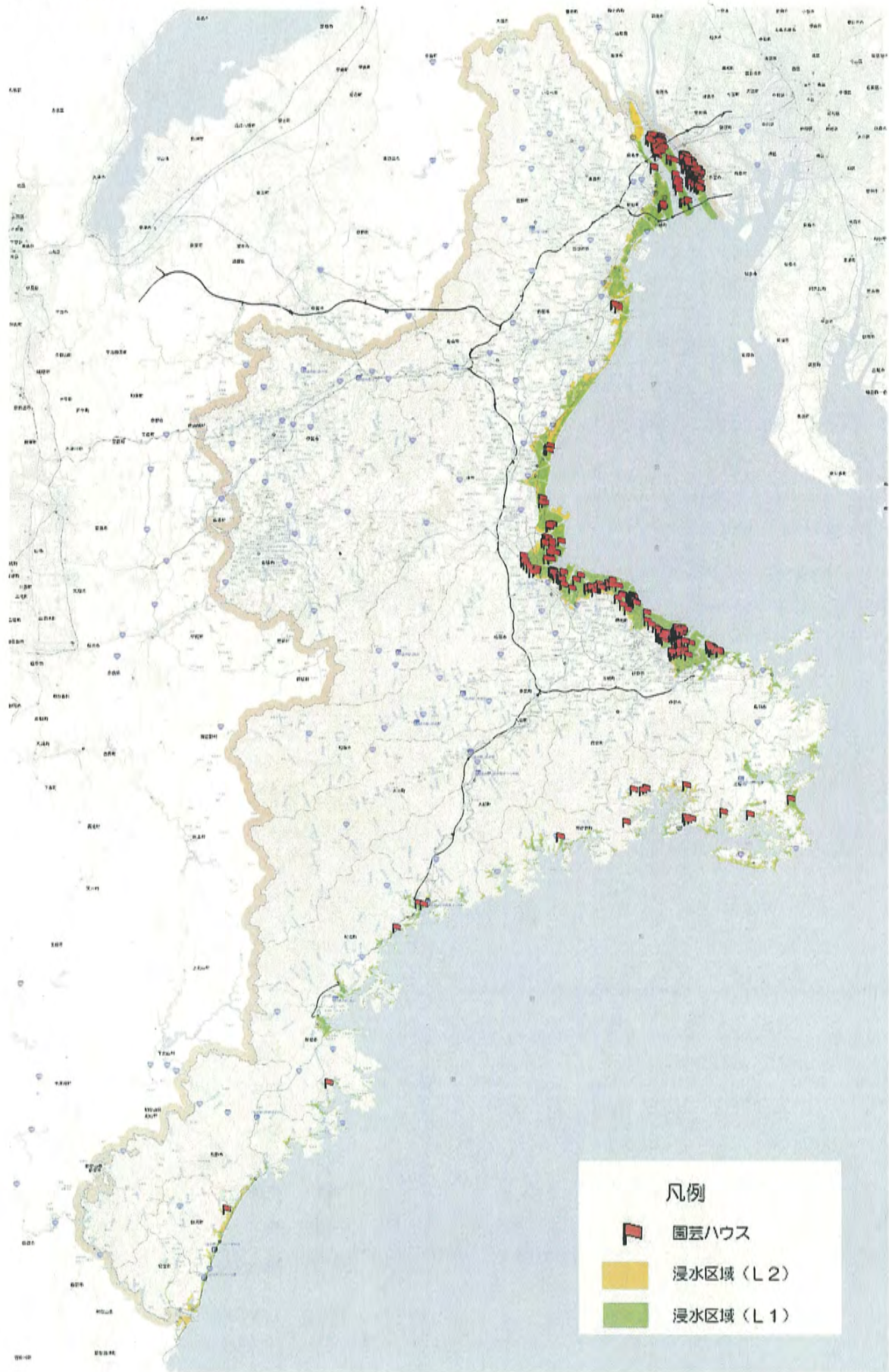
⑤ ため池



⑥ 共同施設



⑦ 園芸施設



⑧ 畜舎



【 別冊とする参考資料 】

- ① 業務推進に際してのQ&A（東日本復旧の取組から）
- ② 浸水時の応急措置
- ③ 除塩マニュアル
- ④ 水稻品種の耐塩性の試験結果

【 添付を予定している参考データ 】

浸水区域内における農業用施設等のデータ

- ① 農地
- ② 排水機場
- ③ 揚水機場
- ④ 樋門・樋管
- ⑤ ため池
- ⑥ 共同乾燥調製施設
- ⑦ 共同育苗施設
- ⑧ 共同出荷施設
- ⑨ 園芸施設
- ⑩ 畜舎

TPP 関連資料

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) TPPの合意内容と影響分析 | … 1 |
| (2) 総合的なTPP関連政策大綱 | … 9 |

平成27年12月

農林水産部

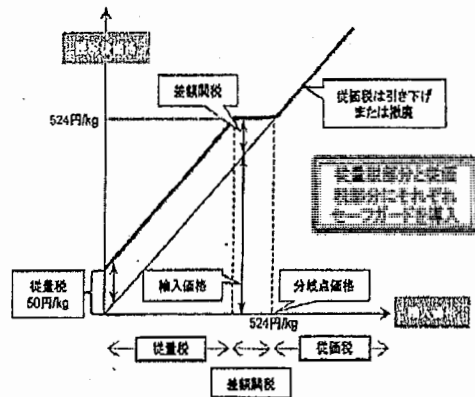
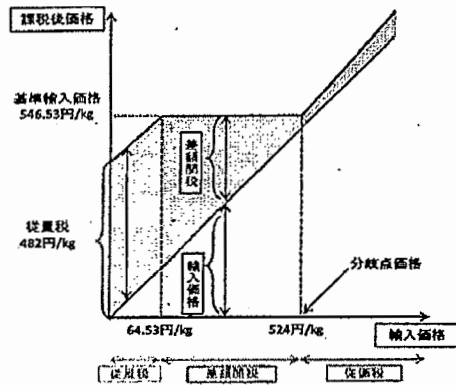
TPPの合意内容と影響分析【農産物分野（重要5品目関連）】

平成27年12月10日 三重県農林水産部

品目	現行関税 ※国の提供資料を基に県で概要を整理	合意内容 ※国の提供資料を基に県で概要を整理	国内農業への影響 (国による分析) ※11月4日農林水産省公表の「品目毎の農林水産物への影響」の結果分析の部分から抜粋
米	ミニマムアクセス枠内：77万トン 無税 枠外：341円/kg 【日本から米国への輸出】 1.4セント/kg	・ミニマムアクセス枠外で対米国、豪州向けに無税の国別枠を設置 対米国：当初5万トン→13年目以降7万トン 対豪州：当初0.6万トン→13年目以降0.84万トン ・さらに既存のミニマムアクセス枠内に中粒種・加工用に限定した6万トンの枠を設定予定。	・ <u>国家貿易以外の輸入の増大は見込み難い。</u> ・他方、国別枠により輸入米の数量が拡大することで、 <u>国内の米の流通量</u> がその分増加することとなれば、 <u>国産米全体の価格水準</u> が下落することも懸念されることから、備蓄運営による外国産米の主食用米生産に対する影響の食い止めの検討や、更なる競争力の強化が必要。
小麦	カレントアクセス枠内：574万トン 無税、ただし政府が製粉業者に売り渡す段階でマークアップ（輸入差益）を輸入価格に上乗せ マークアップの上限価格 45.2円/kg 枠外：55円/kg	・小麦マークアップにおいて実行価格を9年目までに45%削減する ・カレントアクセスの枠外に、米国、カナダ、豪州向け国別枠(無税、マークアップ)を設定。 当初19.2万トン→7年目25.3万トン 対米国： 当初11.4万トン→7年目15万トン 対カナダ：当初4.0万トン→7年目5.3万トン 対豪州： 当初3.8万トン→7年目5.0万トン	・輸入の増大は見込み難い。 ・他方、マークアップの削減に伴い、輸入麦の価格の下落が <u>国産小麦の販売価格</u> に影響を及ぼすことも懸念されることから、国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要。

品目	現行関税	合意内容	国内農業への影響 (国による分析)
牛肉	38.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入関税を低減 (段階的に引き下げ) 当初 27.5% →10 年目 20% →16 年目以降 9% ・ セーフガード (SG) を導入 (発動数量は毎年 2~1% 増) 1 年目 輸入量 59 万トン 発動時 38.5% に 4 年目 62.5 万トン 30% に 11 年目 70.2 万トン 20% に 15 年目 72.6 万トン 18% に 16 年目以降 SG 発動時の税率は毎年 1% ずつ下 げ、4 年間発動がなければ SG を廃止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、輸入の急増は見込み難い。 ・ 他方、関税の引き下げにより、長期的には、<u>米国・豪州等からの輸入牛肉と競合する乳用種を中心に国内産牛肉全体の価格の下落も懸念される。</u>このため、<u>国内の肉用牛生産について、規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策</u>に加え、<u>経営の継続・発展のための環境整備</u>を検討することが必要。
ル	<p>【日本からの輸出】</p> <p>対米国： 低関税輸出枠 (4.4 セント/kg) : 200 トン 枠外 関税 26.4% (2014 年の輸出実績 : 153 トン)</p> <p>対カナダ： 26.5% (2014 年の輸出実績 : 8 トン)</p> <p>対メキシコ： 20~25% (2014 年の輸出実績 : 1.2 トン)</p>	<p>対米国：無税の輸出枠 3,000 トンを設け段階的に 6,250 トンまで拡大。枠外税率を 15 年後撤廃</p> <p>対カナダ：関税を 6 年後撤廃</p> <p>対メキシコ：関税を 10 年後撤廃</p>	

品目	現行関税	合意内容	国内農業への影響 (国による分析)
豚肉	<p>【従量税、差額関税、従価税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 輸入価格 64.53 円/kg 以下の場合 (従量税) : 482 円/kg ● 輸入価格 64.53~524 円/kg の場合 (差額関税) : 546.53 円/kg と輸入価格の差額 ● 輸入価格 524 円/kg 以上の場合 (従価税) : 4.3% 	<p>【差額関税制度を維持、分岐点価格は現行 524 円/kg 維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 輸入価格 524 円/kg 未満の場合 「従量税=差額関税の上限(現行の 482 円/kg)」を段階的に下げる 1 年目 125 円/kg →5 年目 70 円/kg →10 年目 50 円/kg ● 輸入価格 524 円/kg 以上の場合 (従価税を段階的に撤廃) 当初に 2.2% に下げ、10 年目に撤廃 <p>セーフガード (SG) を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11 年目までは、輸入急増や極めて安価な豚肉の輸入が一定以上行われた場合に、従量税を 100 円~70 円/kg に、従価税を 4.0~2.2% に、それぞれ戻すセーフガードを確保。 ・ 12 年目以降は SG は廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、輸入の急増は見込み難い。 ・ 他方、長期的には、従量税の引き下げに伴って、低価格部位の一部が <u>コンビネーション</u> によらず輸入される可能性が否定できず、国内産豚肉の価格の下落も懸念される。このため、国内の養豚について、<u>規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など</u> 国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、<u>経営の継続・発展のための環境整備</u> を検討することが必要。



ω

品目	現行関税	合意内容	国内農業への影響 (国による分析)
乳製品	<p>バター</p> <p>WTO 枠 (国家貿易) 内 : 35%+マークアップ (77~649 円/kg)</p> <p>枠外 : 29.8%+985 円/kg</p> <p>脱脂粉乳</p> <p>WTO 枠 (国家貿易) 内 : 25%,35%+マークアップ (32~238 円/kg)</p> <p>枠外 : 21.3%+396 円/kg</p>	<p>・ TPP 枠 (民間貿易) を設置</p> <p>枠数量 : バター、脱脂粉乳の合計 (生乳換算) 当初 6 万トン→6 年目 7 万トン</p> <p>枠内税率 :</p> <p>バター 35%+マークアップ 290 円/kg</p> <p>脱脂粉乳 25%,35%+マークアップ 130 円/kg</p> <p>→それぞれマークアップを 11 年目までに撤廃</p>	<p>・ <u>当面、輸入の急増は見込み難い。</u></p> <p>・ 他方、ホエイやチーズの関税撤廃により、<u>長期的には、競合する国内産の脱脂粉乳・チーズの価格下落等が生じることにより、加工原料乳の乳価の下落も懸念される。</u>このため、国内の酪農について、規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国内産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要。</p>

7

TPPの合意内容と影響分析【農産物分野（その他）主なもの】

平成 27 年 12 月 10 日 三重県農林水産部

品目	現行関税	合意内容	国内農業への影響 (国による分析) ※11月4日農林水産省公表の「品目毎の農林水産物への影響」の結果分析の部分から抜粋
鶏肉	8.5% (EPA等) 又は 11.9% (一般)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、段階的に11年目に関税撤廃 ・冷蔵丸鶏は、段階的に6年目に関税撤廃 ・冷凍鶏肉（丸鶏及び骨付きもも肉を除く）は、段階的に6年目に関税撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>TPP合意による影響は限定的と見込まれる。</u> ・他方、関税削減・撤廃による輸入相手国の変化等により、長期的には、<u>国産鶏肉の価格の下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。</u>
鶏卵	殻付き卵 17~21.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵・冷凍のものは、段階的に13年目に関税撤廃 ・その他のものは、段階的に11年目に関税撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>TPP合意による影響は限定的と見込まれる。</u> ・他方、関税削減・撤廃による輸入相手国の変化等により、長期的には、<u>国産鶏卵の価格の下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。</u>
	全卵又は黄卵 18.8~21.3% 又は 48~51円/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・全卵粉は、段階的に13年目に関税撤廃 ・その他のものは、段階的に6年目に関税撤廃 	
	卵白 8%	即時関税撤廃	
オレンジ (生鮮・乾燥)	6月~11月 16% 12月~5月 32%	4月~11月 段階的に6年目に関税撤廃 12月~3月 段階的に8年目に関税撤廃 (関税削減期間中はセーフガードを措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>TPP合意による影響は限定的と見込まれる。</u> ・他方、関税削減・撤廃による輸入相手国の変化等により、長期的には、<u>国産うんしゅうみかん及び果汁の価格の下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。</u>

品目	現行関税	合意内容	国内農業への影響 (国による分析)
ぶどう (生鮮)	3月～10月 17% 11月～2月 7.8%	即時関税撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>TPP合意による影響は限定的と見込まれる。</u> ・ 他方、関税撤廃により、長期的には、<u>国産ぶどうの価格の下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。</u>
なし (生鮮)	4.8%	即時関税撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>TPP合意による特段の影響は見込み難い</u>が、我が国の主要な種類の果樹であり、更なる競争力の強化が必要。
かき (生鮮)	6%	即時関税撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>TPP合意による特段の影響は見込み難い</u>が、我が国の主要な種類の果樹であり、更なる競争力の強化が必要。
茶	17%	段階的に6年目に関税撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>TPP合意による特段の影響は見込み難い</u>が、中山間地域等の重要な基幹作物として、更なる競争力の強化が必要。

品目	現行関税	合意内容	国内農業への影響 (国による分析)
トマト (生鮮・冷蔵)	3%	即時関税撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ T P P 合意による影響は限定的と見込まれる。 ・ 他方、関税撤廃により、長期的には、<u>国産トマトの価格の下落も懸念</u>されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。
いちご (生鮮)	6%	即時関税撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ T P P 合意による影響は限定的と見込まれる。 ・ 他方、関税撤廃により、長期的には、<u>国産いちごの価格の下落も懸念</u>されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。
たまねぎ (生鮮・冷蔵)	課税価格が 1kg につき 67 円以下：8.5% 課税価格が 1kg につき 67 円を超え 73.7 円以下 ：8.5% 又は 73.7 円/kg－課税価格/kg 課税価格が 1kg につき 73.7 円を超えるもの：無税	段階的に 6 年目に関 税撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ T P P 合意による影響は限定的と見込まれる。 ・ 他方、関税削減・撤廃による輸入相手国の変化等により、長期的には、<u>国産たまねぎの価格の下落も懸念</u>されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。
ブロッコ リー (生鮮・冷蔵)	3%	即時関税撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ T P P 合意による影響は限定的と見込まれる。 ・ 他方、関税撤廃により、長期的には、<u>国産ブロッコリーの価格の下落も懸念</u>されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。
かぼちゃ (生鮮・冷蔵)	3%	即時関税撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ T P P 合意による影響は限定的と見込まれる。 ・ 他方、関税撤廃により、長期的には、<u>国産かぼちゃの価格の下落も懸念</u>されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。

品目	現行関税	合意内容	国内農業への影響 (国による分析)
にんじん (生鮮・冷蔵)	3%	即時関税撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ T P P 合意による影響は限定的と見込まれる。 ・ 他方、関税撤廃による輸入相手国の変化等により、長期的には、<u>国産にんじんの価格の下落も懸念</u>されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。
ばれいし よ (生鮮・冷蔵)	4.3%	即時関税撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ T P P 合意による影響は限定的と見込まれる。 ・ 他方、関税撤廃により、長期的には、<u>国産ばれいしよの価格の下落も懸念</u>されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。
キャベツ (生鮮・冷蔵)	3%	即時関税撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ T P P 合意による特段の影響は見込み難いが、国民生活上重要な指定野菜であり、更なる競争力の強化が必要。
ねぎ (生鮮・冷蔵)	3%	即時関税撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ T P P 合意による特段の影響は見込み難いが、国民生活上重要な指定野菜であり、更なる競争力の強化が必要。
はくさい (生鮮・冷蔵)	3%	即時関税撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ T P P 合意による特段の影響は見込み難いが、国民生活上重要な指定野菜であり、更なる競争力の強化が必要。
きゅうり (生鮮・冷蔵)	3%	即時関税撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ T P P 合意による特段の影響は見込み難いが、国民生活上重要な指定野菜であり、更なる競争力の強化が必要。

総合的なTPP関連政策大綱

平成27年11月25日

TPP総合対策本部決定

総合的なTPP関連政策大綱

H27.11.25 第2回TPP
総合対策本部資料

- 世界のGDPの約4割（3,100兆円）という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携。人口8億人という巨大市場が創出される。TPPはアベノミクスの「成長戦略の切り札」となるもの。
- 本政策大綱は、TPPの効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及びTPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするもの。
- 本大綱に掲げた主要施策については、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う。また、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、28年秋を目途に政策の具体的内容を詰める。
- 本大綱と併せ、TPPについて国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、TPPの影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全を期す。

新輸出大国

<TPPの活用促進>

1 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

- TPPの普及、啓発
- 中堅・中小企業等のための相談窓口の整備

2 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

- 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化（「新輸出大国」コンソーシアム）
- コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進
- 農林水産物・食品輸出の戦略的推進
- インフラシステムの輸出促進
- 海外展開先のビジネス環境整備

グローバル・ハブ（貿易・投資の国際中核拠点）

<TPPを通じた「強い経済」の実現>

1 TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

- イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進
- 対内投資活性化の促進

2 地域の「稼ぐ力」強化

- 地域の関する情報発信
- 地域リソースの結集・ブランド化

<食の安全、知的財産>

- 輸入食品監視指導体制強化、原料原産地表示
- 特許、商標、著作権関係について必要な措置
- 著作物等の利用円滑化等

農政新時代

<農林水産業>

1 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- 合板・製材の国際競争力の強化
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- 消費者との連携強化、規制改革・税制改正

2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

- 米（政府備蓄米の運営見直し）
- 麦（経営所得安定対策の着実な実施）
- 牛肉・豚肉、乳製品（畜産・酪農の経営安定充実）
- 甘味資源作物（加糖調製品を調整金の対象）

目次

<u>I 基本的な考え方</u>	…2
<u>II TPP関連政策の目標</u>	
1 TPPの活用促進	
(1)丁寧な情報提供及び相談体制の整備	…3
(2)新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援	…4
2 TPPを通じた「強い経済」の実現	
(1)TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策	…5
(2)地域の「稼ぐ力」強化	…6
3 分野別施策展開	
(1)農林水産業	…7
(2)食の安全・安心	…9
(3)知的財産	…9
(4)その他	…9
<u>III 今後の対応</u>	…10
<u>IV 政策大綱実現に向けた主要施策</u>	…11

I 基本的な考え方

我が国は環太平洋パートナーシップ協定(以下、TPP)に関し、平成25年3月に参加を表明、同年7月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの11か国との交渉に参加した。同交渉は本年10月5日、米国アトランタにおける閣僚会合において、大筋合意をみたところである。

TPPは、21世紀のアジア・太平洋に自由で公正な「一つの経済圏」を構築する挑戦的な試みである。世界のGDPの約4割(3,100兆円)という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携。人口8億人という巨大市場が創出され、モノの関税の削減・撤廃だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業、労働、環境の規律など、幅広い分野で新しいルールを構築するもの。この地域の成長を取り込み、アベノミクスの「成長戦略の切り札」となるものである。

TPPがもたらす効果は、これまで海外展開に踏み切れなかった地方の中堅・中小企業にこそ幅広く及ぶ。TPPが多国間の経済連携である特色を活かし、産業空洞化を抑え、技術力等を持った我が国の中堅・中小企業が「居ながらにしての海外展開」すること、地域の特色を活かした地場産業、農産品等が8億人の市場へ打って出ることを政府は全力で後押しをする。

TPPの効果は、海外展開にとどまらない。貿易、投資が促進され、国内の市場規模の8倍もの市場、需要に対峙することでイノベーションが生まれ、新たな商品やサービスを提供するグローバル・バリューチェーンが様々な分野で構築される。それにより、国内の産業拠点への投資、高付加価値化が進み、生産性を向上させることで、我が国の実質GDPを押し上げることが期待される。

一方で、大筋合意以降、国民、地方公共団体、関係団体等から、懸念・不安の声が寄せられていることも事実である。今後とも合意内容を丁寧に説明するとともに、TPPの影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、さらに、農林水産業全体として、成長産業としての力強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる必要がある。

本政策大綱は、TPPの効果を実に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及びTPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするものである。

TPPは、新しい「アジア・太平洋の世紀」の幕開けを告げるもので、その先には、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、さらにはアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)と、アジア・太平洋の国々と共にもっと大きな経済圏をつくり上げていくことが期待される。TPPの効果を実に最大限に活かす政策は、いわば「国家百年の計」として中長期的な視点も含め実施していく必要があるものである。

II TPP関連政策の目標

1 TPPの活用促進

TPPの直接の効果は、関税のみならず、投資・サービス等も含めた市場アクセスに係る諸条件が改善され、さらには通関手続の迅速化等、TPPによる各種手続の簡素化、標準化、投資ルールの明確化、知的財産の保護等により、安心して海外展開をすることが可能となり、TPP各国との貿易、投資が活発化することである。これまで様々なリスクを懸念して海外展開に踏み切れなかった地方の中堅・中小企業にとって、オープンな世界へ果敢に踏み出す大きなチャンスをもたらす。

さらに、原産地の完全累積制度(メイド・イン・TPP)、電子商取引等のルールを活用し、生産拠点を海外に移さず、我が国に「居ながらにしての海外展開」が可能になる。TPPは、サービスなどの幅広い分野も含めた経済連携、新たな貿易モデルを作るものであり、これまでになかった新たなグローバル・バリューチェーンが次々に構築され、これに中堅・中小企業が主体的に参画することが期待される。

従来、大企業が中心と思われていた輸出に、これからは中堅・中小企業も積極的に参画する。また、工業品だけではなく、農産品・食品も、そしてモノの輸出だけではなく、コンテンツやサービスなども積極的に海外に展開する。そのような意味で、TPPを契機として我が国は「新輸出大国」を目指し、その新たな担い手となる企業等を後押しする施策を総合的に実施することとする。

(1) 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

①TPPの普及・啓発

(目標) セミナー・説明会参加者等へのアンケート調査において、満足度60%以上を目指す。

- JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、よろず支援拠点等の各地の支援機関等が協力した全国各地での説明会の開催やTPP情報のポータルサイトの設置、TPPを活用したビジネス展開の際の手引書や原産地性の自己証明の手続きに関するガイドラインの整備等により、丁寧な情報提供を行う。

②中堅・中小企業等のための相談体制の整備

(目標) 相談窓口利用者等へのアンケート調査において、満足度60%以上を目指す。

- TPPの内容や活用方策に関する相談窓口を整備するとともに、各地の支援機関との連携を図り、全国各地での相談体制の整備・強化を行う。税関の体制を整備し、TPP原産地規則に関する輸出入者からの照会への迅速かつ適切な対応等を行う。

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

(目標) 総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率60%以上を目指す。

- 国や地方自治体、商工会、商工会議所等の各種支援機関等によるコンソーシアムを創設し、イノベーションや農商工連携も含めた他産業との連携を通じて、コンテンツや食文化などに代表されるクールジャパンや環境技術など、モノやサービス、コンテンツのグローバル市場開拓・事業拡大を目指す企業に対し、下記②、③の施策等とも連携しつつ製品開発、国際標準化、知的財産、人材、海外企業とのマッチングや展示会等を含めた販路開拓支援等を含めた総合的な支援を提供する。金融機関(政府系金融機関を含む。)による企業の海外展開支援を促進する。

②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

(目標) 平成30年度までに約200億円の放送コンテンツ関連海外市場売上高を目指す。

- クールジャパン、ビジットジャパンの発信・連携、推進による販路拡大、「日本ブランド」を活かした対日理解促進等を推進する。
- ICT、放送コンテンツ等のコンテンツの海外展開を図るほか、模倣品・海賊版対策や知財保護環境向上、協定国への情報発信等にも取り組む。
- 中堅・中小企業の海外展開の支援にも資するよう、地銀を含めた我が国の金融機関の海外進出を促進する。
- 廃棄物処理や水処理技術等の環境技術等の国際展開を図る。

③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

(目標) 平成32年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指す。

- 高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。
- 日本産酒類等の海外展開を推進するほか、観光プロモーション等を通じて和食文化や食品の海外展開を促進する。地理的表示(GI)の活用を促進する。
- 農商工連携によりグローバル市場開拓を目指す中堅・中小企業等に対し、コンソーシアムの活用による支援を行うとともに、物流効率化・高度化を含めた技術・新商品開発、販路開拓等の取組等を促進し、新事業の創出拡大や海外市場開拓を促進する。

④インフラシステムの輸出促進

(目標) 平成32年に約30兆円のインフラシステムの受注を目指す。

- 円借款等手続の迅速化や相手国の状況や事業の性格に応じたリスク・マネー供給拡大、人材育成によるソフト面の協力、トップセールスの実施を通じた案件形成支援等を進め、我が国企業が強みを有する分野等でのインフラシステムの輸出を加速化する。

⑤海外展開先のビジネス環境整備

- TPP協定参加国等において、制度構築や人材育成等、幅広い分野における協力及び能力開発を行うことで、TPP協定の実施及びTPP協定の利益の増大を支援するとともに、日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境整備を図る。

2 TPPを通じた「強い経済」の実現

TPPは、資源国から消費国、加工組立国から中間財の輸出国、さらには我が国のように、デザイン、商品企画、高度なサービス提供等の分野で高い水準を誇る国まで、多様な国々からなる経済連携である。これにより、従来のサプライチェーンの枠組みを超えた、新たなバリューチェーンが生まれることが期待される。我が国企業がそれを牽引し、各国の様々な企業、産業と連携することで、多様な分野における生産技術向上、イノベーション、産業間・企業間連携を促進すること等を通じて、我が国経済全体としての生産性向上につながることを期待される。

そしてそれは一過性のものではない。イノベーション、技術革新により我が国企業の高付加価値化、生産性向上が進み、経済が活性化し、生産活動がさらに活発になる。その結果、更なる貿易・投資の拡大、という好循環により累積的な経済成長につながる。我が国から海外へ、海外から我が国へという双方向の投資、貿易が活発になることで、我が国は「グローバル・ハブ」(貿易・投資の国際中核拠点)として持続的な成長を遂げることを目指す。

「グローバル・ハブ」は、我が国の地域という単位でも目指すことができるものである。そのため、地場産業、農林水産業、技術力のある中堅・中小企業、研究開発機関、人材など、地域の力を結集することが必要である。

TPPはそのためのツールを提供するものではあるが、それにより我が国の経済再生、さらに地方の産業活性化を通じた地方創生を実現させるのは、このチャンスを活かす現実の企業、事業者の行動である。これを支援する政策の展開は、TPPを通じた「強い経済」実現のために、極めて重要である。

(1) TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

①イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

(目標) 革新的な技術の開発やイノベーションを生み出す環境の整備を実施する。
平成32年にサービス産業の労働生産性上昇率を2.0%にする。

- 我が国産業構造革新の基盤技術であるIoT、人工知能、ロボット等の分野や、共通基盤となる先進的な分野における革新的な技術開発等を推進するとともに、必要となる規制改革に取り組む。
- イノベーション・ナショナルシステムの構築を図るとともに、知的財産制度をTPPが求める

制度に調和させ、イノベーション創出環境の整備を目指す。

- 将来のイノベーションの源泉となる人材育成等のため、知財教育を推進する。
- 第4次産業革命や産業の高度化に向けて、我が国企業の設備、技術、人材に対する積極果敢な投資を促進するための取組を進める。
- サービス産業の生産性向上や、中小企業・小規模事業者を含めた事業者等のIoTの活用等によるフロンティア創出を行うとともに、省エネ投資の促進や、新たな製品・サービスの開発や販路開拓、インバウンド取込等の事業基盤の強化等を行い、幅広い産業分野における生産性向上を図る。
- 農林水産分野における新技術・新品種の開発を進める。

②対内投資活性化の促進

(目標) 平成30年度までに、少なくとも計470件(大型投資案件60件含む)のJETROによる外国企業誘致を目指す。

- 対内直接投資を促進する各種施策を講じることとし、特に世界の企業の研究開発部門等の高付加価値部門を我が国に誘致して海外から投資や人を呼び込むとともに、我が国企業との研究開発等の連携を進め、グローバル・バリューチェーンにおける高付加価値拠点・イノベーションセンター化を目指す。
- 海外における人材育成を進めるほか、海外からのビジネス関係者の受入れ等促進のため出入国管理体制を整備する。

(2) 地域の「稼ぐ力」強化

①地域に関する情報発信

(目標) 訪日外国人旅行者数が2000万人となる年に、外国人観光客による旅行消費額4兆円を目指す。

- 我が国技術等の普及に努めるとともに、農林水産物の国内外の需要・消費の拡大を図る。日本各地の「食・食文化」をテーマとした観光プロモーションの推進や、食・農業体験などの滞在コンテンツの磨き上げ等により、訪日外国人観光客の地方誘致や消費拡大を促進する。

②地域リソースの結集・ブランド化

(目標) 支援対象事業に具体的な成果目標と適切なPDCAサイクルの確立を求め、平成32年度に100%の確立を目指す。

- 6次産業化の推進等により、地域の産品、技術、企業等を連携、地理的表示(GI)等も活用しつつ、新事業を創出し、海外展開の拡大を促す。
- ローカルアベノミクスの推進等を通じ、地域の「稼ぐ力」や生産性の向上、地域の人材活用、地方への対内直接投資促進等を実現し、地域経済のグローバルな好循環を拡大する。このため、地方公共団体が行う自主的・主体的な先駆性のある取組等を、情報面・人材面を含めて、支援する。

3 分野別施策展開

TPPについては、これまで、食の安全、国民皆保険等に関し、様々な懸念や不安が寄せられてきた。合意内容を見れば、こうした点はいずれも懸念や不安に及ばないことは明らかであるが、今後、国民に対し合意内容を正確かつ丁寧に説明すること等を通じて、国民の懸念や不安を払拭するよう最大限努力する。

農林水産分野については、重要品目を中心に、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、経営安定・安定供給へ備えた措置の充実等を図る。

また、成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限に発揮するために、輸入品からの国内市場の奪還、輸出力の強化、マーケティング力の強化、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上など、成長産業化に取り組む生産者を応援する。

TPP大筋合意を受け、いま、我が国の農政は「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えている。生産者の持つ可能性と潜在力をいかに発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても我が国の豊かな食や中山間地域を含む美しく活力ある地域を引き渡していくことができる。

夢と希望の持てる「農政新時代」を創造し、努力が報われる農林水産業を実現するために、未来の農林水産業・食料政策のイメージを明確にするとともに、生産者の努力では対応できない分野の環境を整える。それにより、農林水産業の持つ様々な価値や魅力、日本の食の潜在力や安定供給の重要性などに対する理解や信頼を高め、「農政新時代」を日本の輝ける時代にしていく。

(1) 農林水産業

①攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)

関税削減による長期的な影響が懸念される中で、農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする以下の対策を集中的に講ずる。

(目標) 平成32年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指す。

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
農業者の減少・高齢化が進む中、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現する。
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力の強化を図る。
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。

○合板・製材の国際競争力の強化

原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大する。

○持続可能な収益性の高い操業体制への転換

浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図る。

○消費者との連携強化

消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する。

○規制改革・税制改正

攻めの農林水産業への転換を促進する規制や税制の在り方を検証し、実行する。

②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

○麦

マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。

○牛肉・豚肉、乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

- ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン)を法制化する。
- ・牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに(8割→9割)、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる(国1:生産者1→国3:生産者1)。
- ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したのに見直す。
- ・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した(※)上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。

※ 準備が整い次第、協定発効に先立って実施。

○甘味資源作物

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする。

(2) 食の安全・安心

TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

- 食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化に努める。
- 原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。
- 残留農薬・食品添加物等の規格基準の策定を推進する。
- TPP協定締結後、食の安全に関する技術的協議等の場で適切に対応する。

(3) 知的財産

TPP協定の締結に必要な国内実施のため、国内法との整合性に留意しつつ、必要な措置を講ずる。また、TPPを契機として、輸出促進に向けた地理的表示(GI)等に関する措置を講ずる。

①特許・商標関係

- 不合理な遅延に係る特許権期間延長、特許の新規性喪失例外期間の延長、商標不正使用に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。
- 地域中小企業等の知財戦略の強化や、特許審査体制の整備・強化を図る。
- TPP協定実施のための制度の整備状況等を踏まえつつ、知財紛争処理システムの一層の機能強化のための総合的な検討を進める。

②著作権関係

- 著作物等の保護期間の延長、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、著作権等侵害に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。その際、権利の保護と利用とのバランスに留意し、特に、著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、二次創作への委縮効果等を生じないよう、対象範囲を適切に限定する。
- 著作物等の利用円滑化のため、権利者不明等の場合の裁定制度の改善を速やかに行うとともに、社会的諸課題への対応、柔軟性の高い権利制限規定、円滑なライセンス体制の整備等に関する検討を進める。

(4) その他

- 外国における医療機器等の認証機関への対応、競争政策に関し独占禁止法違反の疑いを効率的、効果的に解消する仕組の導入に関し、必要な措置を講ずる。
- ISDSをはじめとする国際紛争への対応強化、海外事業者とのトラブルに係る消費者支援、環境と貿易の両立を進める。
- 皮革・皮革製品産業等に関する所要の措置を講ずる。

Ⅲ 今後の対応

- 上記Ⅱの政策目標を踏まえ、必要な主要施策をⅣに掲げる。
なお、施策実施に必要な経費の取扱いについては、予算編成過程において検討するものとする。必要な制度改正については、関係省庁において適切に対応する。
また、Ⅱに掲げたKPI(成果目標)についても、進捗状況に応じ、随時改善する。
- 農林水産分野の対策の財源については、TPP協定が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。
また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。
- Ⅳの主要施策については、Ⅱの政策目標を効果的、効率的に実現するという観点から、定量的な成果目標を設定し進捗管理を行うとともに、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う。
また、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、平成28年秋を目途に政策の具体的内容を詰める。
- 本政策大綱と併せ、TPPについて国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、TPPの影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全を期す。
- TPPの経済効果分析結果については、年内に公表する。その際、関税の削減効果にとどまらず、投資・サービスの自由化やグローバル・バリューチェーンの創出がもたらす生産性向上効果等を含めた評価結果を総合的にわかりやすく説明する。
- TPPに関しては、今後、署名を経て協定文を確定させ、必要な法制度と併せ、必要な時期に国会に提出することとする。
- 今後、日EU・EPA、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、日中韓FTAなど、他の広域経済連携の交渉を加速させる。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となるとともに、今回の対策を活用しつつ我が国が世界のハブとなることを目指す。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

1 TPPの活用促進

(1) 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

①TPPの普及・啓発

- 中堅・中小企業をはじめとする産業界への情報の提供
(全国各地・TPP参加国等における説明会等の実施)

②中堅・中小企業等のための相談体制の整備

- 中堅・中小企業のための相談体制の整備
(JETROや中小企業基盤整備機構、各地の支援機関等の相談体制の強化、中小企業等の海外展開を支援する機関が集う会議の活用、税関の体制整備を通じたTPP原産地規則の円滑な運用の確保)

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

- 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化
(TPPを活用した中堅・中小企業の市場開拓のための総合的支援コンソーシアムの創設・活用、輸出等の事業展開のための専門家によるきめ細かな支援、海外市場獲得を目指す新たな製品・サービスの開発等の支援、戦略的な国際標準化・知財保護活用の推進、中堅・中小企業の海外展開支援、コンビニやショッピングモール等と連携した海外展開の支援、コンテンツ輸出を含むクールジャパンの促進、サービス産業の生産性向上(再掲)、グローバル・バリューチェーン拡大に向けた国際ルール作り、中堅・中小企業等の市場開拓・事業拡大に向けた産業人材育成)

- 金融機関等による企業の海外進出支援
(金融機関等による企業の海外進出支援と経済状況変化の活用のための金融仲介機能発揮支援・促進)

- 知的財産・標準の活用促進への支援
(外国における知的財産権の出願・訴訟対応等に関する一気通貫支援、国際標準化の強力な推進及び国際標準化活動を担う人材の育成、効果的な知財相談対応の実施、特許料等や支援策についての検討、地域機関等と連携した標準化の支援)

②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

- 我が国コンテンツの海外展開支援
(コンテンツ事業者と、他分野・他産業等の関係者との協力によるコンテンツ制作・発信等の総合的な支援、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の創設によるコンテンツと非コンテンツ産業の一体的な海外展開の推進)

○ TPP域内での知的財産保護水準の向上への支援
(著作権等侵害防止のための普及啓発、海賊版対策(普及啓発、トレーニングセミナー等)の実施、我が国企業の模倣品対策支援等(中堅・中小企業向け普及啓発セミナーや在外公館・JETRO等と連携した相談体制等)の強化、知財制度の整備や知財関連政府機関の運用能力向上のための審査官派遣等の審査協力・研修などの実施)

・我が国の優れた環境技術等の海外展開支援

③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

○農商工連携等による海外市場開拓
(農商工連携等による海外市場開拓、中堅・中小企業の海外展開支援(再掲)、TPPを活用した中堅・中小企業の市場開拓のための総合的支援コンソーシアムの創設・活用(再掲)、コンビニやショッピングモール等と連携した海外展開の支援(再掲))

・日本産酒類の海外展開推進事業
※IV3. (1)①に、農林水産物の輸出促進に係る記載あり

④インフラシステムの輸出促進

○インフラシステムに係る輸出支援
(日本方式の普及とインフラシステム輸出等の支援、インフラシステム輸出の加速化、インフラシステム海外展開の推進)

⑤海外展開先のビジネス環境整備

○日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境の整備
(産業人材育成、対日理解促進交流、TPP加盟国における労働環境水準の向上、法制度整備支援の推進等)

2 TPPを通じた「強い経済」の実現

(1) TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

①イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

○イノベーション等による生産性向上促進
(新産業構造ビジョンの策定、未来投資に向けた官民対話、IoT/オープンイノベーション等によるイノベーション促進、知財保護(TPP担保法)、サービス産業の生産性向上、海外市場獲得を目指す新たな製品・サービスの開発等(再掲)、省エネを通じた中小企業者等の生産性向上、中小企業等の事業基盤整備・生産性向上・標準化活用、IT利活用に伴うサイバーセキュリティ対策、TPP等を追い風に海外展開で活躍する企業の発掘・表彰(「はばたく中小企業300選」))

②対内投資活性化の促進

○イノベーションセンターとしての国内産業基盤の維持・高度化
(海外からの投資や人の誘致・イノベーション拠点の創出)

(2)地域の「稼ぐ力」強化

①地域に関する情報発信

・TPPを契機とした日本の「食」と「農」をテーマとした訪日旅行促進による農林水産物の海外展開促進と地方創生の後押し

②地域リソースの結集・ブランド化

○地方創生に係る取り組み
(地方創生プロフェッショナル人材事業、地方創生推進のための知的基盤の整備、地方創生の深化のための交付金)

3 分野別施策展開

(1)農林水産業

①攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
(意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入、無利子化等の金融支援措置の充実、農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化、中山間地域等における担い手の収益力向上)

○国際競争力のある産地イノベーションの促進
(産地パワーアップ事業の創設による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場等の再編整備)

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
(畜産クラスター事業の拡充、これを後押しする草地の大区画化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備)

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
(米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物
検疫協議、日本発の食品安全管理規格等の策定、産地と外食・中食等が連携した新商品開
発、訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進)

○合板・製材の国際競争力の強化
(大規模・高効率の加工施設の整備、原料供給のための間伐・路網整備、違法伐採対策)

○持続可能な収益性の高い操業体制への転換
(広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船導入、産地の施設の再編整備、漁船
漁業の構造改革、漁業経営セーフティーネット構築事業の運用改善等)

○消費者との連携強化
(大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発、諸外国との
地理的表示の相互認証の推進、病害虫等の侵入防止など動植物検疫体制の強化)

○検討の継続項目
(農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備、生産者の所得向上につながる生産
資材(飼料、機械、肥料など)価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引
を行うことができる流通・加工の業界構造の確立、真に必要な基盤整備を円滑に行うための
土地改良制度の在り方の見直し、戦略的輸出体制の整備、原料原産地表示、チェックオフ制
度の導入、従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続、農家が安心して
飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な
達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策、配合飼料価
格安定制度の安定運営のための施策、肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討、農
村地域における農業者の就業構造改善の仕組み)

②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

主要施策はⅡに記載されているとおり

(2)食の安全・安心

○食品安全に関する情報提供等
(食品安全に関するリスクコミュニケーション、加工食品の原料原産地表示の拡大の検討)

○輸入食品に対する監視指導等
(輸入食品の適切な監視指導の実施、残留農薬・食品添加物等における規格基準の策定の
推進、協定締結後の技術的協議への対応)

(3) 知的財産

○地理的表示の相互保護制度整備による農林水産物の輸出促進等
(我が国の地理的表示(GI)の海外での保護を通じた農林水産物の輸出促進を図るための諸外国と相互にGIを保護できる制度整備)

①特許・商標関係

○特許・商標関係の制度整備
(不合理な遅延に係る特許権期間延長、特許の新規性喪失例外期間の延長、商標不正使用に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償等に関する制度整備)

②著作権関係

○著作権関係の制度整備
(著作物等の保護期間の延長、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段に関する制度整備、配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与、著作権等侵害に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償等に関する制度整備)

(4) その他

- ・合意により独占禁止法違反の疑いを解決する仕組みの導入
- ・適合性評価に係る海外の認証機関に関する規定への対応
- ・国際経済紛争処理に係る体制整備事業
- ・皮革・皮革製品産業の競争力強化